

施策体系		概要	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 予定されている具体的取組	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 目指す成果	令和6（2024）年度における具体的取組	令和6（2024）年度取組実績等	令和6（2024）年度取組上の課題・問題点	R6年度 評価	令和7（2025）年度における具体的取組	担当所管
基本方針 1：お互いが支えあう地域共生社会の推進										
基本施策：（1）共生のまちづくりの推進										
施策内容：①啓発活動の推進										
1	市のホームページ・広報による啓発の推進	市のホームページ、広報を活用し、障がいに関する正しい知識の普及や障がい者に対する理解を深めるため啓発活動に努めます。	市の広報やホームページ等に、障がい福祉に関する情報を掲載する。	市民への広報活動によって、障がいに対する理解が促進される。	障害者差別解消法の施行に合わせて、広報のトピックス記事で「合理的配慮」について啓発を行う。 各種イベントの周知などについてホームページを通じて情報発信を行う。	【実績】 広報5月号に合理的配慮に関するピックアップ記事を掲載し、併せてヘルプマークについて紹介した。12月のFMピッカラ「市役所からこんにちは」で共生社会について情報発信を行った。 【評価・効果】 広報記事で分かりやすい事例を取り上げ、文字を減らしイラストを用いて伝わりやすい表現に留意し、啓発を行うことができた。	毎年継続して情報発信を行うことで、障がいや障がい者の理解促進につなげることが必要である。また、興味を持って読んでもらえる内容を掲載する工夫が必要である。	4	広報11月号で日本で初開催となるデフリンピックに関するピックアップ記事を掲載する。国際的なイベントの紹介と併せて障がいの理解促進を図る内容も掲載し、啓発を行う。	福祉課
		障がい者週間などにおける啓発活動の充実	障がいのある人の社会参加を促進するため、市民に障がい者に対する理解の促進を図ります。 ・障害者週間にかかる啓発活動の継続 ・スポーツイベントや文化芸術活動等を継続して行う。	障害者週間が周知され障害への理解が深められる。	事業内容や周知方法の工夫により、各種イベントの参加者を増やし、情報に触れてもらう機会を通じて、障がい者理解促進を図る。	【実績】 12月に「ニュースポ・パラスポ体験フェア」「かしわざきギャラリー」を開催し、各会場において、障がい者理解促進に関するパネル展示を行った。 【評価・効果】 イベントの参加者や来場者に障がい者理解促進の啓発を行うことができた。	事業の開催周知だけでなく、当日の様子を事後発信するなどより多くの人に興味を持ってもらう工夫が必要である。作品展には出展者の固定化があることから、周知のタイミングや周知先の拡充により、多くの人の作品展につなげる必要がある。	4	障害者週間の時期に「ニュースポ・パラスポ体験フェア」と「かしわざきギャラリー」を開催する。事業内容や周知方法・タイミング等を工夫し、より多くの人に参加してもらう事業となるよう取り組む。	福祉課
		障がいや障がいのある人を理解するための研修・イベントの開催	障がいの理解のため、柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会による研修会などの実施やイベントを開催します。	柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会と連携して障害への理解のための研修会、イベント等を検討・実施する。	障がい福祉の枠を超えた、地域との相互理解を図り、障害のある人が普通に暮らせる地域づくりを推進する。	【実績】 市民向けに、レクリエーションイベントや作品展において障害者差別に関するパネル展示により啓発を行った。 【評価・効果】 イベントの参加者、作品展の来場者に障がいや障がい者について考えてもらう機会を提供することができた。	パネル展示について、来場者の目に触れやすいレイアウトや、イベントの来場者増加により情報に触れてもらう人を増やす工夫が必要である。 レクリエーションだけでなく、研修の実施を検討する必要がある。	4	レクリエーション事業については、参加者増加に向けた事業内容や周知方法の工夫を行う。 障がいや障がい者理解促進に関する研修会の開催について検討する。	福祉課
施策内容：②地域住民との交流促進										
4	地域における交流の促進	地域での交流の機会を増やし、障がいや障がいのある人についての理解を深めようととともに、地域における活動や行事において障がいのある人が気軽に交流できる環境づくりに努めます。	・市、福祉事業所等のイベント情報について、広報・ホームページ及び柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会の場を活用して周知を行う。 ・ぶれジョブ柏崎の活動へ参加し、取り組みについての情報提供を行う。	地域での交流の機会を増やし、地域に広く障害や障害のある人についての理解を深める。	市及び福祉事業所等のイベント情報に加え、障がいのある方への配慮する事項を交え広報・ホームページなどにより提供していく。 また、障がいの有無にかかわらず、地域において誰もが気軽に交流できる場を検討する。	【実績】 「ニュースポ・パラスポ体験フェア」について、参加しやすいイベントとなるよう開催時間や事業内容を見直し、文化芸術イベントでは、他のイベントでの作品プレ展示や一部作品をメイン会場以外に展示することにより、本展示会場への来場者誘導を行った。 【評価・効果】 事業の内容を改善し、来場者増加につなげることができた。	障がいのある人とない人が一緒に参加する事業において、交流を通じて相互理解が深められる事業の工夫が必要である。	4	イベント実施において、参加者の交流を通じて障がいへの相互理解ができるような内容を検討する。 障がいのある人も参加しやすい事業となるよう工夫する。	福祉課
		コミュニティ祭りやイベント・生涯学習各種講座において、ニュースポーツ等を取り入れたり、障害者も参加しやすいプログラムづくりや会場のレイアウトに配慮する。	コミュニティ協議会の活動や行事において障害者が気軽に交流できる環境づくりを目指す。	コミュニティ祭りやイベント・生涯学習各種講座において、障害者も参加しやすいプログラムづくりや会場のレイアウトに引き続き配慮する。	【実績】 コミュニティ協議会の活動やコミュニティまつり等のイベントがコロナ禍前と同等の規模で実施することができた。 【評価・効果】 開催したイベント等において、障がいのある人も参加しやすい会場のレイアウトに配慮することができた。	障がいのある人への配慮に加え、高齢者へ配慮したプログラムづくりや環境づくりがさらに必要となっている。	3	コミュニティ祭りやイベント・生涯学習各種講座において、障がいのある人も参加しやすいプログラムづくりや会場のレイアウトに引き続き配慮する。	市民活動支援課	
5	関係機関等と連携した余暇活動支援	障がいの有無に関わらず、参加者が講座・イベントに安心して気軽に参加し、充実感を得ることができる企画・運営を行います。	参加者の障害・個性に配慮した講座・イベントの企画・運営を行う	障害の有無に関わらず、参加者が講座・イベントに安心して気軽に参加し、充実感を得ることができる	柏崎市青少年健全育成市民会議主催の「トライウォーク&こどもフェスタ」を共催し、障がいのある方の参加を促進するため、準備段階から協力するとともに、特別支援学校、障害者福祉施設等に参加を促す。	【実績】 第34回トライウォーク&こどもフェスタ」に共催し、障害福祉サービス事業所、特別支援学校、社会福祉協議会へ案内を送付し、参加促進を図った。 【評価・効果】 主催者と協力して、障がいの有無にかかわらず、誰もが参加しやすい事業を実施することができた。	主催者の主旨を踏まえつつ、共催事業として障がいのある人の社会参加促進につながる内容となるよう引き続き協力する。	4	柏崎市青少年健全育成市民会議主催の「トライウォーク&こどもフェスタ」を共催し、障がいのある人の参加を促進するため、準備段階から協力するとともに、特別支援学校、障害者福祉施設等に参加を促す。	福祉課
		参加者の障がい・個性に配慮した講座・イベントの企画・運営を行う	障がいの有無に関わらず、参加者が講座・イベントに安心して気軽に参加し、充実感を得ることができる	各種講座には参加制限は設けていないが、障害のある方から申し込みを受けた場合は、状況聞き取り、対応を検討する。	【講座】 公民館講座において、耳の聞こえづらい方から受講いただいた。講師の指示が聞き取りやすい席を配置し対応した。 【二十歳のつどい】 手話通訳、要約筆記を実施するとともに、障害のある人には保護者同伴での参加などの配慮をした。また、耳の聞こえづらい家族観覧者に対しては、要約筆記のスクリーンが見やすい席を配置した。机上の準備に加え、現地での動線の確認もできたため、次回以降の開催に役立つとともに、現状としてできる限りの準備が整った。	【講座・各種イベント】 障がいの程度や状況によって必要な配慮が異なることがあるため、状況の聞き取りを行うことにより、より想像力を働かせて準備をする必要がある。	5	各種講座やイベントには参加制限は設けていないが、障がいのある人から申し込みを受けた場合は、状況聞き取り、対応を検討する。	文化・生涯学習課	
6	地域共生社会の実現に向けた支援体制の整備	地域共生社会の実現を図るため、地域住民の抱える課題の解決のため包括的な支援体制の整備を行っています。	地域共生社会の実現を図るため、地域住民の抱える課題の解決のため包括的な支援体制の整備を行う	地域共生社会の実現を図るため、地域住民の抱える課題の解決のため包括的な支援体制の整備を行う	障がいの有無に関わらず、地域で暮らす人々による相互の交流を通して、日常的に付き合うことのできる関係を築くことができる	【実績】 ・相談支援担当課等による庁内連絡会議の開催（毎月） ・重層的支援会議、支援会議の開催 ・多機関協働機関を中心とした相談支援体制の確立 ・支援が必要な若者のための体制づくりの検討 ・社会資源の把握と整理	・目指す体制や目的について、相談支援担当課と目線合せした上で庁内連絡会議の議論を進める必要がある。 ・社会資源の把握と整理を行ったが、情報をまとめた冊子の運用について明確にした上で、情報の整理を継続する必要がある。	4	・相談支援担当課等による庁内連絡会議の開催（毎月） ・重層的支援会議、支援会議の開催 ・多機関協働機関を中心とした相談支援体制の確立 ・困難事例の共有と意見交換により把握した課題の整理と具体的な検討 ・社会資源の把握と整理の継続	福祉課
施策内容③担い手の育成とネットワーク化										
7	障がい者団体などの活動への支援	障がいのある人の自立と社会参加を促進するため、障がい者団体やボランティア団体などが主催する活動や広報を支援します。	・刈羽村、市教育委員会関係課・関係団体、社会福祉協議会等と連携して各種スポーツ行事を開催 ・福祉団体が実施する各種スポーツ行事を支援する。	障害者の自立と社会参加を促進する。	教育委員会、刈羽村と連携し、障害の有無に関わらず参加できるスポーツ行事を共同開催する。	【実績】 教育委員会、刈羽村との協働により「ニュースポ・パラスポ体験フェア」を開催し、251名が来場した。当事者団体主催のスポーツ交流会や、手話イベントに協力し活動を支援した。 【評価・効果】 「ニュースポ・パラスポ体験フェア」では、障がいの有無にかかわらずスポーツに取り組む機会を提供することができた。また、当事者団体の活動支援により社会参加を図ることができた。	引き続き、障害のある人が参加しやすいイベントの企画運営や、当事者団体の活動に対する支援を通じて、社会参加を促進する必要がある。	4	「ニュースポ・パラスポ体験フェア」の事業内容や周知方法・タイミング等を工夫し、より多くの人に参加してもらう事業となるよう取り組む。 当事者団体の活動に対し、必要な支援を行う。	福祉課
		市内の多様な人材及び活動等の情報発信 先進事例の学習や、実践のブラッシュアップを行う機会の提供（トークイベント、ワークショップ等） HP、SNS等の媒体を活用した施設の利用促進	多くのボランティア団体等が、自立した活動を継続できるようにする。	・指定管理者、市と連携し、まちづくり活動に関する情報収集や発信、団体同士のネットワークづくりを通じて、市民活動センターを拠点に、まちづくりを担う人材の育成、活動支援に取り組む。 令和5（2023）年度に実施した「柏崎NIGHT-「まちからウォークラリー」のような、さまざまな学びの場、交流の場を提供しまちづくりへの関心を高め、意識の醸成を図る。 【評価・効果】 まちからを拠点に、学び、活動、交流の場を提供し、まちづくりに関わる人材や団体の創出・育成を図ることができた。	【実績】 市民活動センターまちからを拠点に、市民や市民団体等を担い手とする地域の公共的サービスの重要性が高まっている。地域課題の解決を実践している団体等の更なる発展交流を図るため、市民活動センターを中心とした支援に努めていく。またまちづくりに取り組む新たな人材の創出育成のため、市民活動センターにおいて、学びの場を継続的に提供する必要がある。	4	・指定管理者、市と連携し、まちづくり活動に関する情報収集や発信、団体同士のネットワークづくりを通じて、市民活動センターを拠点に、まちづくりを担う人材の育成、活動支援に取り組む。 令和6（2024）年度に実施した「ステップアップ講座」「まちからトークライブ」のような、さまざまな学びの場、交流の場を提供しまちづくりへの関心を高め、意識の醸成を図る。	市民活動支援課		

施策体系				概要	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 予定されている具体的取組	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 目指す成果	令和6（2024）年度における具体的取組	令和6（2024）年度取組実績等	令和6（2024）年度取組上の課題・問題点	R6年度 評価	令和7（2025）年度における具体的取組	担当所管	
			8	ボランティアセンター活動への支援	住民参加による民間の福祉活動の促進と公的福祉との連携・共働による福祉サービスの質的・量的向上のため支援を行います。	・各種講座について、コミュニティ単位、包括単位の会場で開催し、より身近に参加してもらえるようにする。 ・各種障がい特性理解の機会を提供する。	・ボランティアセンターが実施する各種活動について支援し、組織的にボランティアの育成を進める ・ボランティアセンターが主催する各種講座に、毎年20名程度が参加できるよう取り組む。	・地域ニーズに沿ったテーマの講座の企画と実施 ・学生だけでなく社会人を含めた多様な層が参加可能な広報活動や仕組みづくりの検討	【実績】 ・サマーチャレンジボランティア2024として、事前説明会を実施し延べ45名の参加があった。31か所の活動先との活動調整を行い60名が活動した。（小学生2名、中学生5名、高校生39名、大学・専門生3名、社会人11名） ・ボランティア大交流会 3月8日（土）41名参加 ・ボランティアふれあいサロン研修会 11月1日（金）22名参加、11月6日（水）10名参加 ・こども食堂×地域食事サービス研修会 3月6日（木）24名（こども食堂10名、地域食事サービス9名、その他5名） 【評価・効果】 ・サマーチャレンジボランティアは、参加者から求められる活動が変化しつつあり、これまでこども関係の活動先に依頼が集中していたが、高齢・障がい関係にも依頼が分散された。参加者の中には、自分の将来を見据え活動を行っている方も多かった。 ・ボランティア大交流会は昨年以上の参加申込があり、交流の輪が広がり活動促進が期待される。 ・各研修会や講座では、それぞれのテーマを参加者とともに考え、共有することができた。	・ボランティアに関する講座の企画に当たっては、ニーズに応じた内容の講座を実施できるよう取り組む。 ・ボランティアの受け入れに関しては、小学校低学年や、障がいのある人などが参加しやすいよう、親子で参加できる活動の拡充を図る。	4	・地域ニーズに沿ったテーマの講座の企画と実施 ・学生だけでなく社会人を含めた多様な層が参加可能な広報活動や仕組みづくりの検討	福祉課
			9	障害者自立支援協議会の運営	障がい者が住み慣れた地域で安心して自立した生活営むことができるよう、地域の関係機関の連携強化や社会資源の開発及び改善に資する場として、柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会の運営を行います。	ニーズ把握により、地域課題を提案抽出・整理し、解決に向けた協議・検討を行うためのネットワークを維持・構築する。	関係機関が相互に連携し、地域課題の共有と解決に向けた協議、検討を行うことによって、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができる。	相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、地域振興局、庁内関係各課等と連携・協力し、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発及び改善に資する場として、障害者自立支援協議会を継続的に運営する。	【実績】 ・全体会1回を実施、サービス調整連絡会議11回、地域づくり部会8回、就労部会5回、子ども部会4回、相談支援部会2回、権利擁護部会6回、相談支援連絡会3回、精神保健福祉連絡会を1回開催し、プロジェクトチームを3チーム編成し、協議・検討を行った。 ・普及啓発行事として、障がい者芸術作品展「かしわざきギャラリー」を開催した。 ・地域づくり部会では「強度行動障がい実数把握プロジェクト」「強度行動障がい実態把握プロジェクト」を発足し、強度行動障がい有する者の支援体制整備に向けた情報収集を実施した。 ・就労部会では「障がい者活躍推進プロジェクト」を発足し、「障がい者活躍推進セミナー」を開催することで、企業の障害雇用に関する理解促進につなげた。	自立支援協議会という関係機関が協働する場において、課題の共有から具体的な取組につなげることができている。しかし、現時点では共有に留まっている課題も多くあるため、それらに関して、解決に向けた取組につなげていく必要がある。	4	相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、地域振興局、庁内関係各課等と連携・協力し、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発及び改善に資する場として、障害者自立支援協議会を継続的に運営する。	福祉課
基本施策：（2）暮らしやすい生活環境の整備													
施策内容：①福祉のまちづくりの推進													
			10	公共道路環境の整備	新潟県バリアフリーまちづくり事業と連携し、全ての人が使いやすく、誰もが安心して利用できる歩道などの道路整備を推進します。	新潟県福祉のまちづくり事業により公共施設等周辺の道路整備や弱者用信号機の設置を行う。	公共施設周辺の道路整備においてバリアフリー化が図られる。	新潟県バリアフリーまちづくり事業の活用に向けて、関係団体との情報共有などを行い、整備が必要な箇所について要望を挙げる。	引き続き、当事者団体等の要望を把握して、県の事業採択を通じて、バリアフリー化を進める必要がある。	4	新潟県バリアフリーまちづくり事業の活用に向けて、関係団体との情報共有などを行い、整備が必要な箇所について要望を挙げる。	福祉課	
						市道柏崎2ー2号線ほかの点字ブロックの補修をL=470m実施する。	視覚障害のある人に配慮した道路が整備される。	点字ブロックの補修をL=25m実施予定	安心して歩道を利用するために、破損した点字ブロックの補修や、部分的な未設置区間の設置を行うなど、継続して対応する必要がある。	5	点字ブロックの補修をL=21m実施予定	道路維持課	
						市道柏崎7ー240号線 L=450m（片側） 市道柏崎10ー158号線 L=470m（片側）など	新設する歩道については、条例の整備基準遵守により、安全かつ快適に地域で生活できるような生活環境の整備が図られる。	市道柏崎7-240号線 L=450m（片側）実施する。	安全かつ快適な生活環境の整備を図るため、引き続き誰もが安心して利用できる歩道などの道路整備が必要である。	4	市道柏崎7ー240号線にL=320mの歩道新設（片側）を実施する。	道路河川課	
			11	公共的施設の所有者・管理者への助言・指導	全ての人が使いやすく、誰もが安心して利用できるよう、新築や改修などを行う公共施設にバリアフリーが確保されるよう建築主などに対し指導・助言を行います。	新潟県福祉のまちづくり条例に基づき、建築宅課と連携し、指導・助言を行う。	公共施設等のバリアフリー化等が推進され、安全かつ快適に地域で生活できる環境が整備される。	公共施設等のバリアフリー化を進めるため、建築宅課と連携してバリアフリーの確保に努める。	特になし	4	公共施設等のバリアフリー化を進めるため、建築宅課と連携してバリアフリーの確保に努める。	福祉課	
						新設又は改修等を行う公共的施設において、バリアフリーが確保されるよう指導・助言を行う。	整備基準のうち廊下・階段・傾斜路等の動線及び便所については、適合するよう指導・助言を行い、バリアフリー化を実現する。	所有者・管理者に対し、整備基準への適合を助言・指導し理解を得る。	整備基準の一部で不適合となる部分があれば全体として不適合となる。用途によっては、一部の整備項目を適合させることが困難である。また、改修工事においては、工事を要しない既存部分まで審査対象となるため、厳しい場合もある。	2	所有者・管理者に対して、整備基準の目的・内容を周知し、適合に向けた助言・指導をとおし理解を得る。	建築住宅課	
			12	公営住宅のバリアフリー化の推進	公営住宅への障がい者、高齢者の入居が増加している中、入居者の生活状況に応じた公営住宅のバリアフリー化を実現します。	令和2（2020）年度に改訂した公営住宅長寿命化計画を鑑み、総合的に判断して対応する。	入居者の生活状況に応じた公営住宅のバリアフリー化を実現する。	市営北園町1号棟のシルバーハウジングの玄関ドアの開けにくさを改善するため、ドア入替工事を実施予定のほか、柏崎市公営住宅等長寿命化計画を踏まえ、高齢者・障害者が安心して居住できるようバリアフリー化を進めます。	【実績】 市営北園町1号棟のシルバーハウジング2戸の玄関ドアの入替工事を実施した。 【評価・効果】 高齢者等が安心して住みやすい環境を整備することができた。	3	柏崎市公営住宅等長寿命化計画に基づく、市営松波町住宅E号棟の改修事業において、サンルームの段差解消及び共用部防滑ビニール床貼りを施工し、高齢者・障害者が安心して居住できるようバリアフリー化を進めます。	建築住宅課	
			13	住宅改造の支援	障がいのある人が住み慣れた環境で生活することができるよう、日常生活用具給付事業等による住宅改造の支援を行います。	日常生活用具給付事業、安心住まいる事業による住宅改造に係る経費の一部を助成する。	障害のある人が住み慣れた環境で生活することができる。	引き続き、支援が必要な障害者に対し手帳交付時の周知を行うとともに、生活環境向上のため助成を行う。	特になし	4	引き続き、支援が必要な障がいのある人に対し手帳交付時の周知を行うとともに、生活環境向上のため助成を行う。	福祉課	
施策内容：②移動・交通対策の推進													
					民間事業者の協力により車椅子対応タクシーやリフト付きタクシー等導入の推進を図る。	民間事業者の協力により車椅子対応タクシーやリフト付きタクシー等導入の推進を図る。	障害に配慮した車両が随時導入される。	引き続き協定を更新するとともに、新規事業者の申請があった場合に速やかに協定を締結し、障害者の利便性向上に努める。	【実績】 26件の民間事業者と協定を更新し、引き続きタクシー料金の利用助を行った。 【評価・効果】 障がい配慮した車両を導入した事業者等との協定により、障がい者等の移動の利便性向上が図られた。	特になし	4	引き続き協定を更新するとともに、新規事業者の申請があった場合に速やかに協定を締結し、障がいのある人の利便性向上に努める。	福祉課

施策体系			概要	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 予定されている具体的取組	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 目指す成果	令和6（2024）年度における具体的取組	令和6（2024）年度取組実績等	令和6（2024）年度取組上の課題・問題点	R6年度 評価	令和7（2025）年度における具体的取組	担当所管
14	低床バス、福祉タクシーなどの導入促進	障がいのある人の移動手段の環境整備のため、民間事業者の協力により、低床型バス車両、ユニバーサルデザインタクシー、車椅子対応タクシー及びリフト付きタクシーなどの導入促進を図ります。	民間事業者の協力により、低床型バス車両及びUDタクシーの導入促進を図る。	高齢や障害に配慮した車両が随時導入されている。	現状の課題に対応するため、郊外地域における公共交通の利便性向上に向けた取組を検討していく。	【実績】 AIを活用した予約型乗合交通である「AI新交通あいくる」を都市計画区域において運行しており、その運行車両6台全てに乗降ステップと手すりを装備した。また、1台については車いす対応車両を導入した。さらに、ろうあ者の方からも御利用いただくため、FAXでの利用受付や、筆談ノートを車内に備えるなどの対応を行っている。また、路線バスの乗降に伴い、作業所等への通勤が困難になる方の移動手段を確保するため、4月から代替交通を新規運行した。 【評価・効果】 「AI新交通あいくる」の利用者数は年間24,285人となっており、運行区域における利便性は著しく向上した。	中心市街地の利便性が著しく向上した一方、郊外地域との利便性の格差が広がっている。	4	現状の課題に対応するため、郊外地域における公共交通の利便性向上に向け、郊外型の「AI新交通あいくる」を4エリア（北エリア：西山地区・高浜地区、中通地区の一部東エリア：北条地区・中鯖石地区、南エリア：野田地区・鶴川地区、西エリア：米山地区・上米山地区）に導入する。	企画政策課	
		歩行の困難な人などが利用できる「新潟県おもいやり駐車場制度」の普及・啓発を行い、利用者の増加を目指す。	・ホームページなどにより、制度周知を行う。 ・障害者手帳・母子手帳取得者に案内する。	歩行の困難な人の駐車スペースが市内各所で確保され、利用者が気兼ねなくスペース利用をできるようにする。	引き続きホームページ、広報、窓口で周知するとともに、障害者手帳や母子手帳の取得者に案内を行う。	【実績】 制度周知と浸透により447名の申請を受け付け、利用証の交付を行った。 【評価・効果】 障害者、妊婦、要介護高齢者の移動の負担軽減が図られた。	特になし	4	引き続きホームページ、広報、窓口で周知するとともに、障害者手帳や母子手帳の取得者に案内を行う。	福祉課	
		社会参加の促進、身体障がい者などの通院にかかる費用負担の軽減などを図るためタクシー料金や燃料費の助成を行います。	社会情勢やニーズを勘案し、タクシー利用券の発行及び交通費助成を行う	障害のある人が住み慣れた地域で社会参加できる	引き続き助成が必要な障害者にタクシー券や燃料費を助成する。	【実績】 タクシー券 使用人数 708名、使用枚数 17,343枚、8,671,500円の助成を行った。 燃料費 89名、1,293,000円の助成を行った。 【評価・効果】 障がいのある人の経済的負担の軽減と社会参加の促進が図られた。	特になし	4	引き続き助成が必要な障がいのある人にタクシー券や燃料費を助成する。	福祉課	
施策内容：③地域の防災対策の推進											
17	避難行動要支援者名簿の整備	障がいのある人など災害時に特別な支援を必要とする方に対し、平常時からの地域見守り及び災害時の避難支援を迅速に行うため、避難行動要支援者情報の収集及び名簿の整備に努めます。	・民生委員、サービス事業所、保健所等との連携により、要配慮者の把握に努め、災害時に自力で避難できず支援が必要な方を、可能な限り災害時の避難支援を迅速に行うため、避難行動要支援者名簿に登録する。 ・避難行動要支援者の情報を自主防災組織等に提供し、平常時からの見守り及び災害時の避難支援体制を構築及び維持する。	避難行動要支援者名簿の整備により、平常時からの見守り及び災害時の避難支援体制の構築及び維持が図られる。	様々な災害に応じた支援の在り方の整理と周知を行う。また、引き続き関係各課と連携し、実効性のある個別計画作成に取り組む。	【実績】 平時から、災害時の安否確認、避難支援などが迅速にできるよう、防災・原子力課とともに制度説明を行いながら自主防災会等の関係者に要支援者名簿を配布した。 【評価・効果】 各地域で質疑から、課題を把握することができた。また、地域ごとの災害対応について、地域とともに考えるきっかけ作りにつながった。	自主防災組織における災害時避難の名簿の活用について、地域の実情に合わせて考えていく必要がある。	4	名簿配布時に、制度について繰り返し説明し、平時からの見守りと災害時対応の話し合いに取り組んでもらうよう働きかけていく。	福祉課	
					・繰り返ししの制度説明や見やすい対応フローチャート図等を作成することで、経験の浅い支援者でも対応しやすい環境づくりを行う。 ・コミュニティセンター長や介護支援専門員からの意見を参考に、より実効性のある個別避難計画となるよう記載情報の追加を行う。	【実績】 ・支援者が集まる会合等で制度の説明、地域における取組事例の紹介などを行うとともに、フローチャート図の代わりに、防災・原子力課、福祉課と共同で「地域で災害に備えましょう」というA4両面のチラシを作成・配布し、支援体制構築の支援を行った。 ・個別避難計画に「かかりつけ医」「お薬情報」「担当福祉事業所（ケアマネ等）」を記入する項目を追加した。	・役員等交代により知識の引継ぎがされず、何をしたらいいかわからないケースが散見される。 ・お薬情報の項目を追加したが、服薬が多数ある方については、すべての薬の情報を記入しきれない。また、個別避難計画に記載しきれない状況がいくつか見受けられた。	4	・支援者に向けて作成した「要配慮者支援に関する手引き」を肉付けし、役員交代後にも対応できるよう整備を行う。 ・お薬情報については、すべての薬を記載するのではなく、避難時に必要な最低限の薬を記載するような流れを整える。	介護高齢課	
18	平常時からの自主防災組織などの協力体制の強化	障がいのある人などを迅速に避難・支援できるよう自主防災組織などに対して、避難支援の方法などについて周知し、地域防災力の向上を図っていきます。	・避難行動要支援者名簿の活用による避難支援方法について、地区コミュニティ協議会長及び町内会長（自主防災組織等）に対して、チラシ等で周知する。 ・防災士資格取得者リストを自主防災会へ提供する。	・自主防災組織等において、要配慮者の避難支援についての理解が進み、避難行動要支援者名簿の活用が図られる。 ・避難支援の計画や実施を支える人材として、各自主防災組織等に所属する防災士が活用される。	様々な災害に応じた支援の在り方の整理と周知を行う。また、引き続き関係各課と連携し、実効性のある個別計画作成に取り組む。	【実績】 介護高齢課及び防災・原子力課と連携を図り、地域へのヒアリングや実効性のある個別避難計画について検討を進めた。 【評価・効果】 関係各課が連携して取り組むことで、相互の用語を理解するとともに、地域の課題やニーズを把握することができた。	地域ごとに災害時の取組や体制が様々であり、地域の実情に応じた名簿の効果的な活用方法を検討する必要がある。	4	様々な災害に応じた支援の在り方の整理と周知を行う。また、引き続き関係各課と連携し、実効性のある個別計画作成に取り組む。	福祉課	
					・防災士養成講座、防災士フォローアップ研修を継続して実施。防災士の地域活動参加を促す支援に取り組む。 ・地域防災力向上に向け、防災出前講座（年60回）、地域防災交流会（1回）を継続して実施予定。 ・5団体を上限に、地区防災マップ・防災計画作成支援を実施する。	【実績】 ・防災士養成講座を開催し、新たに52名が資格を取得した。 ・防災士フォローアップ研修を5回開催、延べ120名が参加した。 ・防災出前講座を67回開催、延べ1,522名が参加した。 ・地域防災交流会を開催し、102名が参加した。 ・2団体の地区防災計画作成を支援した。 【評価・効果】 地域防災の中心的な役割を担うリーダーを育成することができた。また、防災力向上に向けた意識啓発、体制づくり、防災教育の推進につながった。	地域防災力の向上に向け、今後も、継続して自主防災組織や小中学校への防災意識啓発と知識習得等、学び生かせる事業の実施に取り組む必要がある。併せて、防災士の活躍の場創出に向けた支援に取り組む必要がある。	4	・防災士養成講座、防災士フォローアップ研修を継続して実施。防災士の地域活動参加を促す支援に取り組む。 ・地域防災力向上に向け、防災出前講座（年70回）、地域防災交流会（1回）を継続して実施予定。 ・3団体を上限に、地区防災マップ・防災計画作成支援を実施する。	市民活動支援課	
19	防災知識の普及・啓発	市総合防災訓練や自主防災組織による訓練などを各地域で継続的に開催することにより、最新の防災知識を普及・啓発し、平時から地域での支え合いの体制づくり及び市民全体の防災知識の向上を図っていきます。	・市総合防災訓練の実施（毎年） ・防災士養成講座の開設（毎年）	・市総合防災訓練を各地域で継続的に開催することにより、最新の防災知識を普及・啓発し、市民全体の防災知識の向上を図る。 ・防災に関する専門的な知識や技能を有する防災士養成のための講座を開設し、資格取得後の人材を活用する。	・新たに追加される新潟県の浸水想定区域図に基づくリスクについて、総合防災訓練を通じて避難行動を学んでもらう。	【実績】 ・新たに浸水想定が追加となった一部地区（米山・上米山・鶴浜）とともに総合防災訓練を実施し、573人の参加を得た。訓練計画を各自主防災組織が主体的に作成し、その地区ごとに適切な方法で避難行動を行い、実現可能性や実効性の検証を行った。その内、障がいのある人から参加を得て、福祉避難室の開設訓練も行った。	福祉避難室開設の迅速化、必要物品の整備及び担当職員の対応知識の取得。	5	新たに追加される新潟県の浸水想定区域図に基づくリスクについて、総合防災訓練を通じて避難行動を学んでもらう。その中で、要配慮者への対応について見えた課題に対応していく。	防災・原子力課	
					・防災士養成講座、防災士フォローアップ研修を継続して実施。防災士の地域活動参加を促す支援に取り組む。 ・防災教育の推進に向けて、小中学校での出前授業（学校でのパネル展示、プログラム型授業など）を実施する。 ・新たな防災学習サポーター4名の育成に取り組んだ。 【評価・効果】 防災士の育成により、地域防災の中心的な役割を担うリーダーを育成することができた。また、小中学校での防災教育の推進と防災士の地域以外での活躍の場創出につながった。	地域防災力の向上に向け、今後も、継続して自主防災組織や小中学校への防災意識啓発と知識習得等、学び生かせる事業の実施に取り組む必要がある。併せて、防災士の活躍の場創出に向けた支援に取り組む必要がある。	4	・防災士養成講座、防災士フォローアップ研修を継続して実施。防災士の地域活動参加を促す支援に取り組む。 ・防災教育の推進に向けて、小中学校での出前授業（学校でのパネル展示、プログラム型授業など）を実施する。 ・防災士のスキルを生かせる活躍の場の創出に向け、防災学習サポーターの育成に取り組む。	市民活動支援課		
施策内容：④地域の防犯対策の推進											
20	防犯体制の整備と関係機関との連携強化	柏崎市防犯協会など関係機関との連携強化及び情報交換を行うとともに、「第三次柏崎市防犯まちづくり推進計画」に掲げられた各種防犯対策に関する取組を実施し、障がいのある人の住み慣れた地域の安全・安心につなげていきます。	・広報かしわざき、市HP、安全防犯情報メール、FMピッカラなどの広報媒体により、防犯知識の普及・啓発を図り、適時の情報提供を図る。 ・鍵を掛けなくて窃盗被害に遭うケースが多いため、柏崎警察署地区防犯連合会で取組んでいる「フチ」防犯（身近な防犯対策）の更なる普及・啓発に努める。	・アナログ（紙媒体）やデジタル（ホームページ、SNS等）を活用して、情報を受け取る側の市民を想像し、その時々のニーズに合ったバリエーションある効果的な啓発活動等を行う。 ・防犯まちづくり推進計画に掲げられた各種防犯対策に関する取組を実施し、更に刑法犯認知件数を減少させ、市民の安全・安心につなげる。特に市民一人ひとり、地域における「あいさつ」を行うことによって、結果として防犯対策につながる地域環境づくりを目指す。	・広報かしわざきや市HP等を活用し防犯意識の普及・啓発を図る。 ・柏崎市防犯協会、防犯リーダーや柏崎警察署地区防犯連合会との連携を図りながら、金融機関や商業施設等において、「フチ防犯」活動を推進する。	【実績】 ・刑法犯認知件数が227件と前年比7件増となった。 ・安全防犯情報メールの登録者は4,407件、LINEの登録者は2,264件あり、合計では、6,671件で前年比171件増加した。 ・新潟県特殊詐欺・悪質商法被害防止の日にあわせ、市内スーパーマーケットや銀行前で「フチ防犯」の啓発活動を行った。 【評価・効果】 広報かしわざきや市HP等を活用した啓発にあわせて、関係団体と連携した「フチ防犯」活動によって、地域の安全・安心が図れた。	住宅や自動車等の施設をしなないで窃盗被害に遭うケースが多く、柏崎警察署地区防犯連合会で取り組んでいる「フチ防犯」（身近な防犯対策）の更なる普及・啓発に努める必要がある。	4	・広報かしわざきや市HP等を活用し防犯意識の普及・啓発を図る。 ・柏崎市防犯協会、防犯リーダーや柏崎警察署地区防犯連合会との連携を図りながら、金融機関や商業施設等において、「フチ防犯」活動を推進する。	市民活動支援課	

施策体系				概要	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 予定されている具体的取組	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 目指す成果	令和6（2024）年度における具体的取組	令和6（2024）年度取組実績等	令和6（2024）年度取組上の課題・問題点	R6年度 評価	令和7（2025）年度における具体的取組	担当所管		
		21	防犯知識の普及・啓発	「第三次柏崎市防犯まちづくり推進計画」に基づき、防犯情報の提供、「防犯リーダー育成講座」や「ながらパトロール」などの各種防犯対策を実施し、市民の防犯意識の高揚と地域の防犯力強化につなげていきます。	・不審者情報などを適時に多くの市民へ情報提供するため、安全防犯情報メール登録者数の更なる拡大を図る。 ・防犯リーダー育成講座や地域安全マップづくり講習会の開催 ・ジョギングやウォーキング、散歩などにおいて「ながらパトロール」の継続実施	・不審者情報等を適時かつ効果的に市民への周知を図るため、安全防犯情報メールの登録拡大を図るほか、SNS等を活用した周知・啓発が行える仕組みを構築する。 ・防犯リーダーが主体となって、地域や学校等との連携を充実させ、地域安全マップづくりの開催をはじめとする各種防犯対策を担える仕組みづくりを構築する。 ・「ながらパトロール」実施の周知を行っている。	・不審者情報などを適時に市民に情報提供するため、安全防犯情報メールやLINEの登録者の拡大を図る。 ・防犯リーダー育成講座を開催し、地域で支える仕組みづくりを強化する。	【実績】 ○広報啓発活動 ・安全防犯情報メールの登録者は4,407件、LINEの登録者は2,264件あり、合計では、6,671件で前年比171件増加した。 ・特殊詐欺等の注意啓発について、防災行政無線放送を5件実施した。また、特殊詐欺・悪質商法被害防止の日啓発活動を4月15日、6月14日、8月15日、10月15日、12月13日、2月14日に商業施設等で実施した。 ・10月の防犯月間に合わせ、市施設に防犯啓発用のぼり、横断幕を設置した。また、地区防犯連絡協議会に重点パトロールの実施要請を行うとともに、職員による防犯パトロールの強化を図った。 ・青色パトロール車による防犯パトロールを年間を通して実施した。併せて、下校時防犯パトロールを10月の防犯月間に行った。 ○防犯リーダーの育成 ・11月21日に防犯リーダー養成講座を開催し、30名の受講があり、うち21名が新規受講者であった。 ○地域安全マップづくり講習会 ・大洲、枇杷島、比角、田尻、西中通地区で実施した。 【評価・効果】 安全防災情報メールやLINEの登録者の拡大が図られ、適時に情報提供が行われた。また、新規防犯リーダーの育成によって、地域の防犯力強化が図られた。	・令和7（2025）年度における防犯メール登録者数8,000件の目標に向け、更なる登録者数の拡大を図る取り組みが必要である。 ・地域の安全は地域自守することが重要であることから、防犯リーダー育成講座、地域安全マップづくり講座をとおして、更なる防犯意識の高揚を図ることが求められており、開催主体や開催方法等の検討する必要がある。また、日常活動でのジョギングやウォーキング、散歩等においてパトロール要素を加える「ながらパトロール」を継続実施していくことが重要である。	3	・不審者情報などを適時に市民に情報提供するため、安全防犯情報メールやLINEの登録者の拡大を図る。 ・防犯リーダー育成講座を開催し、地域で支える仕組みづくりを強化する。	市民活動支援課		
施策内容：⑤消費者トラブルの防止														
		22	関係機関と連携した未然防止対策の推進	消費者安全確保地域協議会における情報共有や障がい者団体など関係機関と連携し、消費者トラブルの防止及び早期発見に取り組んでいます。	警察署や弁護士、その他関係機関と消費者安全確保地域協議会を組織し連携を図ることにより見守り体制を強化する。	組織の構成員の充実を検討するとともに、見守り体制の更なる強化のため、構成員同士の効果的な情報共有を図る。	消費者安全確保地域協議会代表者会議を開催し、構成員の情報共有を図る。また、担当者会議を必要に応じて開催し、消費者安全の確保のための取組を効率的かつ円滑に行う。	【実績】 ・消費者安全確保地域協議会の設置について、市HPにて周知を図った。 ・7/4に柏崎市消費者安全確保地域協議会代表者会議を開催し、構成員間での情報共有が図れた。 【評価・効果】 構成員間での情報共有によって、見守り体制の連携が図れた。	障がい者における消費者被害の未然防止や拡大防止には、周囲の方々の見守り（気付き）が大切であり、見守りは、多様な主体が参加して行われることに意義があることから、組織構成員の充実を検討する必要がある。	5	消費者安全確保地域協議会代表者会議を開催し、構成員の情報共有を図る。また、担当者会議を必要に応じて開催し、消費者安全の確保のための取組を効率的かつ円滑に行う。	市民活動支援課		
		23	各種相談窓口の活用促進	消費生活センターでは、消費者相談をより身近な相談窓口として利用してもらうため、支援体制の充実と周知を図っていきます。また、柏崎市社会福祉協議会では、生活全般に関する各種相談を行います。	広報かしわざき、ホームページなどの広報媒体、出前講座の実施により、消費生活センターの支援体制の周知を図る。 【相談時間：月～金 9：00～16：00 土 9：00～12：00】	アナログ（紙媒体）やデジタル（ホームページ、SNS等）を活用して、情報を受け取る側の市民を想像し、その時々ニーズに合ったバランスある効果的な啓発活動等を行う。	広報かしわざきや市HP等を活用し、消費生活センターの支援体制を周知するとともに、出前講座を開催し、気軽に相談できる啓発活動を行う。	【実績】 ・毎月の広報かしわざきにて、消費者生活センターの相談時間等を掲載して周知を行った。 ・消費生活相談は、617件で前年比50件の増加となった。 ・消費生活出前講座は、19件400名に実施した。 【評価・効果】 身近な相談窓口として、周知が図れた。	消費生活出前講座を多くの町内会やコミュニティセンター等にて、活用してもらえるよう、引き続き周知していく必要がある。	3	広報かしわざきや市HP等を活用し、消費生活センターの支援体制を周知するとともに、出前講座を開催し、気軽に相談できる啓発活動を行う。	市民活動支援課		
					日常生活で抱える様々な問題を気軽に相談できる、各種相談窓口を開設する	住み慣れた地域で安心して生活できるように支援する	《心配ごと相談所》 市内関係機関に当年度相談日程のチラシを配布する。毎月の相談日程をホームページとFacebookでお知らせする。市民向け研修会の場において、ふれあい総合相談所のPRを行う。 ふれあい総合相談所の相談員研修において、市内相談機関との情報交換の場を設ける。 過去の相談事例に基づいた内容の研修会を市民向けに企画し、開催する。	《心配ごと相談所》 市内関係機関に当年度相談日程のチラシを配布する。毎月の相談日程をホームページとFacebookでお知らせする。市民向け研修会の場において、ふれあい総合相談所のPRを行う。 相談内容が複雑化、困難化しており、ふれあい総合相談所の相談員研修においては、法律等の知識の習得、市内支援相談機関との連携強化を図ることができる研修機会を設ける。 過去の相談事例に基づいた内容の研修会を市民向けに企画し、開催する。	《生活困窮者自立支援事業》 ・相談者は困りごとを抱えているが、周囲に相談しづらい、相談する人がいない、どこに相談したらいいかわからないなど、具体的な相談先がわからない場合が多い。相談ごとを抱えたり相談に結びつかず、孤立や孤独に陥らないよう、相談しやすい体制を作るため、わかりやすい事業のPRや周知の工夫を行い、地域の関係機関と連携した取組を行っている。 ・就労準備支援では、フリースペース「ぶらっと」のPRと新規利用者の拡大を図るとともに、利用者が地域へ一歩出て活動出来るような居場所づくりの企画を行う。また、就労準備の支援メニューでは、利用者の状態に応じ、複数のメニューやプログラムの中から選択できるよう、地域の関係団体やボランティア団体、ハローワーク、企業など、関係機関との連携を強化し、就労準備支援事業に対する周知を行うとともに、就労準備の受け入れ先やメニューを増やす。	《生活困窮者自立支援事業》 ・子どもの学習・生活支援事業における集合型学習会では、学習時の見守り等に加え、居場所づくり支援を目的に、各種ゲーム大会、ボランティアによる音楽の演奏会の企画・開催、学習会終了後の子ども食堂の開催、大学生の学習ボランティアとの茶話会などの交流等を行った。訪問型学習支援は21世帯26名の利用があった。担当の学習支援協力員が利用者宅へ毎週訪問し、勉強の見守りだけでなく、身近な相談相手として支援を実施した。 ・就労準備支援事業では、フリースペース「ぶらっと」を年間24回開催し、延べ90人が参加した。月2回の定期開催の他に特別企画として、6月に「フレスンまつり」、10月に「ミニ運動会」を利用者と企画し、自主性、主体性を引き出せるよう配慮して実施した。農業体験講座として「芋の苗植え」「芋ほり」「焼き芋」を比角サマルプロジェクトと連携し地域交流を図った。	《生活困窮者自立支援事業》 ・就労準備支援事業では、就労に向けての第一歩として「福祉センター（フリースペースぶらっと）に定期的に通う」「毎日の生活リズムを整える」「家から定期的に外に出る機会を持つ」「他者との交流の機会を持つ」という目標を立て支援しているが、地域活動への参加に消極的な方が多く、フリースペースの場から地域に一歩出ることが困難な状況がある。また、病状や体調変化等による予定のキャンセルもあり、参加の定着が困難な部分もあると感じている。 ・生活困窮者自立支援事業では、家計の問題や多重債務、ひきこもりなど複合的課題を有する相談が多く、相談者も社会的に孤立していて、周囲に相談できる人がいなかったり、具体的にどこに相談してよいかわからず、事態を悪化させている場合が多い。困った時に抱え込まず相談につながる体制づくりが必要である。また、本人の困り感が希薄で支援につながらないケースや支援が途切れてしまったケースなどが潜在化することはないよう、見守り等を継続できる関係機関の連携が求められる。	4	《生活困窮者自立支援事業》 ・相談者は困りごとを抱えているが、周囲に相談しづらい、相談する人がいない、どこに相談したらいいかわからないなど、具体的な相談先がわからない場合が多い。相談ごとを抱えたり相談に結びつかず、孤立や孤独に陥らないよう、相談しやすい体制を作るため、効果的な事業のPRや周知の工夫を行い、地域の関係機関と連携した取組を行っている。 ・就労準備支援では、フリースペース「ぶらっと」のPRと新規利用者の拡大を図るとともに、利用者が地域へ一歩出て活動出来るような居場所づくりの企画を行う。就労準備支援メニューでは、利用者の状態に応じ、複数のメニューやプログラムの中から選択できるよう、地域の関係団体やボランティア団体、ハローワーク、ワークサポート柏崎、企業や施設などの関係機関との連携を強化し、就労準備支援事業に対する周知を行うとともに、就労準備の受け入れ先やメニューを増やす。	福祉課 （市社協）
基本方針2：地域生活における支援体制の充実														
基本施策：（1）地域生活の支援														
施策内容：①相談支援体制の強化														
		24	障害者相談支援委託事業の充実	身近なところで相談ができる体制の充実・強化により、地域で安心して生活をしていくために障がいのある人、個々に応じた支援を進めています。	基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制の確立を図る	相談支援体制の充実・強化により総合かつ専門的な相談支援の実施ができる	第8期柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会において新たに「相談支援部会」を立ち上げ、柏崎市に必要な相談支援体制について検討を行い、相談支援体制の充実・強化につなげる。	【実績】 ・柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会において新たに「相談支援部会」を設置し、柏崎刈羽地域の相談支援体制の現状を確認、共有するとともに基幹相談支援センターのうち柏崎刈羽地域に必要な機能を検討した。 ・相談支援事業所を訪問し、相談支援の実施状況を確認するとともに、複数事業所による協働型の相談支援事業の実施について確認を行った。協働型の相談支援事業については、現段階では実施しないことを確認することができた。 ・「相談支援の充実・強化にむけて」という資料を作成し、地域において相談支援が目指すべき方向性を示した。	相談支援専門員の計画相談の受持ちケース数が多いことから、委託相談支援事業における相談支援や自立支援協議会の活動に充てる時間が少なくなっている。	4	・委託相談支援事業所連絡会を新たに年3回程度実施し、障害者等相談支援事業を受託する相談支援事業所と、事業に関する情報共有、情報交換を行う。 ・「相談支援の充実・強化にむけて」という資料を、「相談支援の充実・強化に関する方針」に改定し、柏崎刈羽地域の障がい者の相談支援に関する相談支援専門員の共通理解を図る。	福祉課		

施策体系				概要	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 予定されている具体的取組	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 目指す成果	令和6（2024）年度における具体的取組	令和6（2024）年度取組実績等	令和6（2024）年度取組上の課題・問題点	R6年度 評価	令和7（2025）年度における具体的取組	担当所管	
			25	包括的な相談支援体制の構築と相談者への満足の提供	多様化・複雑化した相談内容に対応するため、市や相談機関など、どこに相談しても情報共有できる仕組みづくりを行い、包括的な相談支援体制の構築を進めていきます。また、相談結果及び支援が相談者の課題解決に結びついているか定量的に検証を行います。	・相談内容の多様化・複雑化により、分野を横断して情報共有できる仕組みづくりや包括的な相談支援体制の構築を図る ・相談内容に応じ確実に支援につなげるとともに、相談結果が問題解決につながっているか検証を行う	相談内容の多様化・複雑化により、複合的な課題を有する事例など関係機関などが連携して一体的に対応していくことができる	モニタリング検証を行い、相談支援専門員のスキルアップを図る。	【実績】 ・相談支援業務に必要な情報共有及び知識の習得、事例を通した課題検討の場として、相談支援連絡会を3回開催した。 【評価・効果】 ・基本情報及びアセスメントシート様式の活用状況を共有し、検証を実施することができた。 ・モニタリング検証により、担当の相談支援専門員だけでは気づかないような視点の意見が得られ、各事例の支援を振り返り、スキルアップにつながった。	・業務効率化を目的に作成した柏崎市版の基本情報及びアセスメントシート様式については、引き続き活用状況の共有や検証が必要である。アセスメントの質については、様式の内容によるものではないため、研修等の機会を設けることにより向上を図る必要がある。 ・モニタリング結果の検証は、相談支援専門員の資質向上（人材育成）がひとつの目的であることを踏まえ、相談支援連絡会等の機会を活用し、柏崎刈羽地域にあった方法で実施していく必要がある。 ・相談支援専門員は、自立支援協議会の活動のにおいて無くてはならない人材であることから、委託相談支援事業所を中心として、協議会活動を活性化していく必要がある。	4	相談支援連絡会を開催し、相談支援専門員のスキルアップのため、相談支援に活用できる情報共有（関係機関との連携強化を図る）や、事例レビュー（相談支援力の向上を図る）を行う。	福祉課
			26	柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会の機能強化	現状の運営体制を検証するとともに、地域課題の共有と課題解決に向けた協議、検討を行うためのネットワークを構築・継続していきます。	ニーズ把握により、地域課題を抽出・整理し、解決に向けた協議・検討を行うためのネットワークを維持・構築する。	関係機関が相互に連携し、地域課題の共有と解決に向けた協議、検討を行うことによって、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができる。	・各部会・連絡会及びプロジェクトの進捗管理を共有することによって、地域課題における現状の分析や各種取組に対する具体的な提言を行う。 ・個別支援会議におけるニーズや課題、困難ケースに関する現状報告、情報共有等を行い、個別課題から地域課題へとつながり、解決策を探る。	【実績】 サービス調整連絡会議を11回開催した。 【評価・効果】 各部会・連絡会及びプロジェクトチームの活動に係る進捗管理報告に基づき、構成員間で意見交換を行い、地域課題の情報把握を行うことができた。	・各部会・連絡会及びプロジェクトチームの活動に係る進捗状況の共有にとどまり、具体的な提言を行うことができなかった。 ・個別支援会議におけるニーズや課題、困難ケース等について、現状報告・情報共有を行うことができなかった。	4	・各部会・連絡会及びプロジェクトの進捗管理を共有することによって、地域課題における現状の分析や各種取組に対する具体的な提言を行う。 ・個別支援会議におけるニーズや課題、困難ケースに関する現状報告、情報共有等を行い、個別課題から地域課題へとつながり、解決策を探る。	福祉課
施策内容：②障がい福祉サービスの充実													
			27	訪問系サービスの充実	居宅介護、重度訪問介護、同行援護などのサービスを、障がいの程度や種別により適切に提供できるよう努めます。	国の動向や地域のニーズ等をとらえながら、令和5（2023）年度に「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」（R6～8）を策定するとともに、令和8（2026）年度に「第6次障がい者計画」（R9～15）を策定する。	国の動向やニーズに沿った障がい福祉計画等とする。	人材確保及び職場定着のための取組を行うとともに障害福祉サービス事業所へ周知・働きかけを行い、安定したサービス提供の体制を確保する。	【実績】 平均利用者数（3月～2月） ・居宅介護 82人（前年度81人） ・重度訪問介護 6人（ 〃 3人） ・行動援護 15人（ 〃 12人） ・重度障害者等包括支援 〇人（ 〃 〇人） ・同行援護 10人（ 〃 11人） 【評価・効果】 ・訪問系サービスの提供により、利用者は住み慣れた環境下で地域生活を送ることができた。 ・安定したサービス提供が行えるよう、人材確保及び職場定着に係る補助事業を実施し、「福祉職員人材確保及び職場定着支援事業補助金」を3法人、「福祉職員就職支援事業補助金」を7件交付した。	障害支援区分の高い利用者や行動障がいなどの複雑かつ多様な支援ニーズを抱える利用者が増え、事業所職員の負担が強くなっている。 離職者が多いこともあり、障がい福祉サービス事業者の人材確保及び職場定着が課題となっている。	4	人材確保及び職場定着のための取組を行うとともに障害福祉サービス事業所へ周知・働きかけを行い、安定したサービス提供の体制を確保する。	福祉課
			28	日中活動系サービスの充実	生活介護、就労継続支援、短期入所などのサービスを提供し、障がいのある人の自立した社会生活や介護者などへの支援を行います。	国の動向や地域のニーズ等をとらえながら、令和5（2023）年度に「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」（R6～8）を策定するとともに、令和8（2026）年度に「第6次障がい者計画」（R9～15）を策定する。	国の動向やニーズに沿った障がい福祉計画等とする。	人材確保及び職場定着のための取組を行うとともに障害福祉サービス事業所へ周知・働きかけを行い、安定したサービス提供の体制を確保する。	【実績】 平均利用者数（3月～2月） ・生活介護 199人（前年度198人） ・自立訓練（機能訓練） 1人（ 〃 3人） ・自立訓練（生活訓練） 10人（ 〃 12人） ・自立訓練（生活訓練夜間） 6人（ 〃 5人） ・就労移行支援 14人（ 〃 15人） ・就労継続支援（A型） 19人（ 〃 15人） ・就労継続支援（B型） 224人（ 〃 220人） ・就労定着支援 14人（ 〃 11人） ・療養介護 58人（ 〃 57人） ・短期入所 14人（ 〃 15人） 【評価・効果】 ・日中活動系サービスの提供により、障がいのある人の自立した社会生活や介護者などへの支援を行うことができた。 ・安定したサービス提供が行えるよう、人材確保及び職場定着に係る補助事業を実施し、「福祉職員人材確保及び職場定着支援事業補助金」を3法人、「福祉職員就職支援事業補助金」を7件交付した。	障害支援区分の高い利用者や複雑かつ多様な支援ニーズを抱える利用者が増え、事業所職員の負担が強くなっている。 離職者が多いこともあり、障がい福祉サービス事業者の人材確保及び職場定着が課題となっている。	4	人材確保及び職場定着のための取組を行うとともに障害福祉サービス事業所へ周知・働きかけを行い、安定したサービス提供の体制を確保する。	福祉課
			29	居住系サービスの充実	障がいのある人が将来にわたって住み慣れた地域で安心して生活を送るために、適切に提供できるよう努めます。	国の動向や地域のニーズ等をとらえながら、令和5（2023）年度に「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」（R6～8）を策定するとともに、令和8（2026）年度に「第6次障がい者計画」（R9～15）を策定する。	国の動向やニーズに沿った障がい福祉計画等とする。	人材確保及び職場定着のための取組を行うとともに障害福祉サービス事業所へ周知・働きかけを行い、安定したサービス提供の体制を確保する。	【実績】 平均利用者数（3月～2月） ・自立生活援助 〇人（前年度0人） ・共同生活援助 92人（ 〃 90人） ・施設入所支援 106人（ 〃 108人） 【評価・効果】 ・居住系サービスの提供により、利用者は住み慣れた環境下で地域生活を送ることができた。 ・安定したサービス提供が行えるよう、人材確保及び職場定着に係る補助事業を実施し、「福祉職員人材確保及び職場定着支援事業補助金」を3法人、「福祉職員就職支援事業補助金」を7件交付した。	障がいの程度が重い利用者の受け皿が不足している。入所施設は労働環境が過酷なため離職者が多いこともあり、人材確保及び職場定着が喫緊の課題となっている。	4	人材確保及び職場定着のための取組を行うとともに障害福祉サービス事業所へ周知・働きかけを行い、安定したサービス提供の体制を確保する。	福祉課
			30	相談支援サービスの充実	サービス利用者本位のケアマネジメントが展開できるよう、地域の相談支援体制の充実を進めていきます。	国の動向や地域のニーズ等をとらえながら、令和5（2023）年度に「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」（R6～8）を策定するとともに、令和8（2026）年度に「第6次障がい者計画」（R9～15）を策定する。	国の動向やニーズに沿った障がい福祉計画等とする。	相談支援体制の充実・強化を図るため、指定特定相談支援事業と、市町村相談支援事業の機能の見直しと並上げを行うとともに、基幹相談支援センターが果たすべき役割について、現状の柏崎市の相談支援体制の中で、どのような取組を行うべきか検討、実践する。	【実績】 市内8事業所で実施。 計画相談の支給決定者数（月平均）625人（前年度623人） 平均利用者数（3月～2月） ・指定特定相談支援 159人（前年度162人） ・指定障害児相談支援 45人（前年度42人） ・指定地域移行支援 〇人（ 〃 〇人） ・指定地域定着支援 22人（ 〃 23人） 【評価・効果】 安定したサービス提供が行えるよう人材確保・職場定着に係る事業を実施した。	相談支援専門員の人材不足等から、サービス利用希望に対し、即応できない状況がある。また、基幹相談支援センターを設置しない中で、相談支援体制の充実・強化を図っていく必要がある。	4	相談支援体制の充実・強化を図るため、指定特定相談支援事業と、市町村相談支援事業の機能の見直しと並上げを行うとともに、基幹相談支援センターが果たすべき役割について、現状の柏崎市の相談支援体制の中で、どのような取組を行うべきか検討、実践する。	福祉課
			31	障がい児支援サービスの充実	障がいのある児童やその家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援ができるよう努めます。	国の動向や地域のニーズ等をとらえながら、令和5（2023）年度に「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」（R6～8）を策定するとともに、令和8（2026）年度に「第6次障がい者計画」（R9～15）を策定する。	国の動向やニーズに沿った障がい福祉計画等とする。	障がい児に必要なとされるサービスの提供と本人の意向に沿った支援が行えるよう、柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会を中心に相談支援事業所、関係機関などのネットワーク強化を図り、地域の相談支援体制の充実を進める。	【実績】 平均利用者数（3月～2月） ・児童発達支援 98人（前年度99人） ・放課後等デイサービス 63人（ 〃 54人） ・保育所等訪問支援 1人（ 〃 1人） ・医療型児童発達支援 〇人（ 〃 〇人） ・居宅訪問型児童発達支援 〇人（ 〃 〇人） 【評価・効果】 ・放課後等デイサービスのニーズは高く、利用者数、1人当たりの利用日数とも前年度より増えている。今年度は、放課後等デイサービスの新規事業所の追加や、児童の居場所として地域活動支援センターⅢ型の事業所・日中一時の新規事業所の追加があり放課後等デイサービスを利用することができないという問題は緩和された。	支援を必要としている障がいのある児童・生徒が増加傾向にある。令和5（2023）年度に放課後支援の体制整備を行ったこともあり、児童向け地域活動支援センターⅢ型の事業所開設や放課後等デイサービスの新規事業所の追加により事業所不足問題は緩和された。利用者のニーズも多様化してきているため、今後も対応できるよう、相談支援事業所、サービス提供事業所等と連携し整理していく必要がある。	4	障がい児に必要なとされるサービスの提供と本人の意向に沿った支援が行えるよう、柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会を中心に相談支援事業所、関係機関などのネットワークを強化し、支援体制の整備や充実を図っていく。	福祉課
			32	地域生活支援事業の充実	日中活動の場などのサービス提供と支援内容の充実に努めます。	国の動向や地域のニーズ等をとらえながら、令和5（2023）年度に「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」（R6～8）を策定するとともに、令和8（2026）年度に「第6次障がい者計画」（R9～15）を策定する。	国の動向やニーズに沿った障がい福祉計画等とする。	地域活動支援センターⅢ型事業所が新たに1か所開設し、サービス利用に係る選択肢の幅がより広がった一方で、利用者のニーズも多様化してきている。これらのニーズに対応できるよう、事業所間の棲み分けやサービスを支える人材の確保・施設整備の促進を進め、住み慣れた地域で安心して生活できる体制づくりを継続して図る。	【実績】 平均利用者数（4月～3月） ・移動支援 34人（前年度37人） ・訪問入浴 7人（ 〃 2人） ・日中一時支援 76人（ 〃 72人） ・地域活動支援センター（機能強化事業） 1か所 ほか2か所 【評価・効果】 平均利用者数は前年度よりも増えており、比較的安定したサービス提供を行うことができています。 また、地域活動支援センターⅢ型事業者の新規参入に向けて協議を行い、予算の確保及び事業者登録へつなげた。	児童向け地域活動支援センターⅢ型の事業所開設や日中一時支援の新規事業所の追加により、サービス利用者の底基も解消されてきている。相談支援事業所、サービス提供事業所等と連携し周知していく必要がある。	4	サービス利用に係る選択肢の幅がより広がった一方で、利用者のニーズも多様化してきている。これらのニーズに対応できるよう、事業所間の棲み分けやサービスを支える人材の確保・施設整備の促進を進め、住み慣れた地域で安心して生活できる体制づくりを継続して図る。	福祉課

施策体系				概要	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 予定されている具体的取組	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 目指す成果	令和6（2024）年度における具体的取組	令和6（2024）年度取組実績等	令和6（2024）年度取組上の課題・問題点	R6年度 評価	令和7（2025）年度における具体的取組	担当所管
		33	共生型サービスの推進	障がい福祉サービスを利用していただ障がいのある人が、介護保険サービスへ円滑に移行することができるよう、共生型サービス事業所の設置を促進します。	地域包括ケアシステム推進及び地域共生社会の実現に向け、介護保険サービス提供事業者等への共生型サービスへの参入や障がい福祉、介護分野への新規参入に向けて、積極的な周知・啓発を図る	・慣れ親しんだ施設を継続利用することにより、安心した生活を送ることができる ・限られた福祉人材を活用し、必要な支援を行うことができる	共生型事業所の設置に向け、介護保険サービス事業所だけでなく、障がい福祉サービス事業所へも機会を促して積極的に周知・啓発を行う。	【実績】 今年度も児童の預かり支援や身体障がい者の短期入所利用先の確保に向け、介護保険サービス等を提供している法人へ働きかけを行った。1事業所と事業実施に向け、更に具体的な共有を図った。 【評価・効果】 事業計画に則り、令和7（2025）年度上半期は法人本部とワーキングチームを立ち上げて詳細を検討、令和9（2027）年9月以降の実施を目指す流れとなる。 また、市から障害福祉サービス事業所側に見学を依頼し、当該事業所の職員が障がい者がサービスを利用している様子の見学を行った。	・介護保険サービス事業所の現場職員が障がい者の受入れに不安を感じていると法人より相談があった。今後も話を進めて行く中で現場職員に対して、障がい者を受け入れていただいた時のイメージができるように説明を引き続き行う必要がある。 ・障がい福祉サービス事業所が共生型を取得することで、利用者が要介護状態になった後も同じ事業所に通い介護保険サービスを利用することが可能となるが、定員に空きが少なく、要介護者を受け入れる余裕はない。	4	共生型事業所の設置に向け、介護保険サービス事業所だけでなく、障がい福祉サービス事業所へも機会を促して積極的に周知・啓発を行う。	福祉課
							・地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等に障がい福祉サービスに関する情報を提供の機会を持つ。また、障がいに係る相談を受けた場合には、必要な支援者や関係機関につなぐ支援を行う。	【実績】 ・地域包括支援センターや居宅介護支援事業所の連絡会等で、障がい福祉サービスに関する議題を挙げ情報提供した。 ・障がい相談を受けた際には、医療連携も含め必要な支援者につなぐ支援を行った。 【評価・効果】 ・早めに制度説明や情報共有を行うことで、当事者や家族の理解、意向を踏まえたスムーズなサービス利用につなげることができた。	・障がい福祉サービスと介護保険サービスの違いについて、当事者だけでなく、支援者も知識や理解が不十分な点がある。継続して情報提供していく必要がある。	4	・障がいに係る相談を受けた場合には、必要な支援者や関係機関につなぐ支援を行う。 ・地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等に障がい福祉サービスに関する情報提供の機会を行う。	介護高齢課
		34	その他の障がい福祉サービスの充実	社会参加と自立の促進及び経済的負担の軽減に向けて、適正なサービス提供に努めます。	国の動向や地域のニーズ等をとらえながら、令和5（2023）年度に「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」（R6～8）を策定するとともに、令和8（2026）年度に「第6次障がい者計画」（R9～15）を策定する。	国の動向やニーズに沿った障がい福祉計画等とする。	経済的負担の軽減に向けた適正なサービス提供により、社会参加と自立促進を図る。	【実績】 市独自事業として、次のとおり助成を行った。 紙おむつ購入助成46人、身体障がい者等交通費助成797人（タクシー券708人、燃料費助成89人）、自動車改造費助成4人（本人運転1人、介護者運転3人） 【評価・効果】 各種助成を行うことにより、障がい者の経済的負担の軽減を図るとともに、自立した日常生活や社会参加の促進を図ることができた。	特になし	4	経済的負担の軽減に向けた適正なサービス提供により、社会参加と自立促進を図る。	福祉課
							施策内容：③地域生活支援拠点等の整備					
		35	地域生活支援拠点等の整備	障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」にそなえるとともに、地域全体で障がいのある人の生活を支えるサービス提供体制を構築します。	障がいのある人の居住支援のための機能をもつ場所の整備や地域全体で支えるサービス提供体制の構築を行う	地域生活において、障がいのある人やその家族の安心・安全の確保や緊急事態に対応することができる	引き続き地域生活支援拠点等の検証・機能強化の検討を行い、利用者・事業所ともに有益でわかりやすい拠点整備を図る。	【実績】 拠点としての緊急対応の実績は今年度はなかった。 【評価・効果】 緊急時に一部の事業所だけに負担がかからないよう受入体制を整えることで、サービス利用者が安心して地域生活を送ることができた。	・登録審査会や登録後などの資料作成に緊急時の対応など、相談支援専門員の負担が大きい。 ・地域生活支援拠点における緊急時の対応事例がまだ少なく、緊急時のフローなど事前に準備した様式・体制の検証が難しい。	4	引き続き地域生活支援拠点等の検証・機能強化の検討を行い、利用者・事業所ともに有益で分かりやすい拠点整備を図る。	福祉課
基本施策：（2）福祉を支える人づくり												
施策内容：①福祉の人材確保・育成												
		36	福祉人材の充実	手話奉仕員養成研修、要約筆記奉仕員養成研修、点訳・音訳奉仕員養成研修などの事業を実施し、専門的知識の習得と人材の確保に努めます。	・手話奉仕員、要約筆記奉仕員養成講座をボランティア団体に委託して実施する。 ・広報等により手話奉仕員、要約筆記奉仕員を派遣事業について周知を行う。	意思疎通を支援するための手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員、音訳奉仕員養成研修を実施し、意思疎通支援員の人材確保を行う。	手話奉仕員養成講座の実施方法とフォローアップについて検討する。 障害者の意思疎通を行うための要約筆記奉仕員、点訳奉仕員、音訳奉仕員の育成を行う。	【実績】 聴覚障がい者の意思疎通を行うため、要約筆記奉仕員養成講座を実施し3名が修了した（手話奉仕員養成講座は、講座の実施体制再検討のため開催なし）。 【評価・効果】 聴覚障がい者の意思疎通を行うためにボランティア養成講座を実施し点訳奉仕員4名、音訳ボランティア3名が修了した。 【評価・効果】 奉仕員を養成することにより、意思疎通支援の人材確保と育成が図られた。 手話奉仕員養成講座について、養成経験がある外部団体への委託を決定することができた。	手話、要約筆記、音訳、点訳の各事業において、人材確保や支援方法等について課題を整理し、事業のあり方について見直しを行う必要がある。	3	障がい者の意思疎通を行うための手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員、音訳奉仕員の育成を行う。 意思疎通支援者養成講座の受託者に事業や支援における課題についてヒアリングを実施する。	福祉課
		37	研修事業の取組	柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会として、相談支援事業所、サービス提供事業所が連携し、研修会などを継続実施し、福祉サービスの質の向上を図ります。	相談支援事業所、サービス事業所と連携し研修会を実施する。	事業者が主体的に学び提供される障がい福祉サービスの質の向上が図られる。	相談支援連絡会におけるモニタリング検証の実施等、相談支援専門員のスキルアップを中心に、福祉サービスの質の向上を図る。	【実績】 ・相談支援業務に必要な情報共有及び知識の習得、事例を通した課題検討の場として、相談支援連絡会を3回開催した。 ・令和7（2025）年10月から制度開始となる「就労選択支援」のサービスについて、相談支援事業所や就労移行支援事業所の担当者が参加する研修会を1回開催した。	相談支援専門員を始め、障がい福祉サービス事業所のサービス提供における質の向上を図るため、継続して研修会を開催する必要がある。	3	相談支援専門員研修会を開催し、相談支援専門員を中心に、サービスの質の向上につなげる。	福祉課
		38	ボランティア活動への支援・育成	社会福祉協議会が運営するボランティアセンターなどの関係機関と連携し、ボランティア活動への支援・育成に努めます。	・市内小中学校と連携し、福祉教育推進プログラムを提供し、生徒・児童に対し自分たちができる福祉活動を考え実践する機会を提供する。 更なる福祉教育推進を目的に、先生、保護者、ボランティア、地域住民を対象とした福祉教育体験会や出前講座を実施する。 ・各種講座について、コミュニティ単位、包括単位の会場で開催し、より身近に参加してもらえるようにする。	・福祉教育未実施校を4校減らす。 ・中・高・大学のボランティア活動への参加を20名程度増やす。	・ボランティアや専門職等が在籍する関係機関と連携した福祉教育の実施 ・福祉教育を受けた子ども達による福祉の実践的取組の検討	【実績】 ・福祉教育推進プログラムの実施 小学校 10校（参加者延べ1,866名） 中学校 5校（参加者延べ818名） 中等教育学校 1校（参加者延べ122名） 計 16校 参加者延べ2,806名 【評価・効果】 ・実際に福祉に関わる現場職員が福祉教育を行うことで、子ども達が福祉をより身近に考えるためのきっかけを作ることができた。 ・前年度依頼のなかった学校からの依頼が多かった。職員の異動等、ロコミで広がっている。	・福祉教育を受けた子ども達が、現場で福祉を実践するための取組につなげていく必要がある。	3	・ボランティアや専門職等が在籍する関係機関と連携した福祉教育の実施 ・福祉教育を受けた子ども達による福祉の実践的取組の検討	福祉課
		39	福祉職員人材確保・職場定着の支援	障がいのある人が住み慣れた地域で安定的に障がい福祉サービスが受けられるよう、福祉職員の人材確保及び職場定着の支援に取り組まします。	働く方への支援及び事業運営する側への支援を一体的に取り組む	障がいのある人にとって日常生活に不可欠な障がい福祉サービスを安定的に受けることができる	・各法人の課題や目標を確認した中で、人材確保・職場定着に向けて法人と連携を強める取組を行う。 ・福祉職員就職支援事業補助金の対象事業所を拡大し、更なる人材の確保につなげる。 ・大学等に補助金のPRを行い、人材獲得を目指す。	【実績】 ・人材確保・職場定着支援事業補助金 2件交付 ・福祉職員就職支援事業補助金 7件交付 ・専門学校等へのヒアリング 6校 ・新潟医療福祉大学求人説明会参加（5月26日） ・介護・障害施設経営セミナー実施（1月31日） 【評価・効果】 ・補助金交付を行うことで、事業者の人材確保、職場定着を支援することができた。 ・大学や専門学校等へのヒアリング、経営セミナーの開催を通じて、事業周知を行うとともに、意見交換等を行って現状を把握できた。	・法人や事業所等に人材確保・職場定着の取組の働きかけを行うとともに、課題を明確にしていく必要がある。 ・将来に渡り、介護・障がいのサービス提供体制を維持していくため、市全体で人材確保に取り組む必要がある。	4	・各法人の課題や目標を確認した中で、人材確保・職場定着に向けて法人と連携を強める取組を行う。 ・福祉職員就職支援事業補助金の対象事業所を拡大し、更なる人材の確保につなげる。 ・大学等に補助金のPRを行い、人材獲得を目指す。	福祉課

施策体系		概要		【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 予定されている具体的取組	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 目指す成果	令和6（2024）年度における具体的取組	令和6（2024）年度取組実績等	令和6（2024）年度取組上の課題・問題点	R6年度 評価	令和7（2025）年度における具体的取組	担当所管
基本施策：（3）情報入手手段と意思疎通支援の推進											
施策内容：①情報入手手段の充実											
40	広報誌の情報入手手段の 充実	広報かしわぎきや議会だよりの点訳版及び音声 データを提供し、安定的に情報入手できる環 境の整備を継続します。	・広報誌の点訳版及び音声版の作成の継続 ・ホームページへの広報誌音声データ添付の継 続 ・広報誌からの情報入手手段の充実を図るため の方策の検討	誰もが、安定的に情報入手できる環境を整備 することで、障害をお持ちの方の安全・安心な 暮らしを確保する。	・広報誌の点訳版及び音声版の作成の継続 ・ホームページへの広報誌音声データ添付の継続 ・市LINE公式アカウントから広報誌の発行につ いて通知	【実績】 ・市内ボランティアグループへ資料を提供し、広報誌の点訳版及 び音声版を作成した。 ・市ホームページへ広報誌音声データを添付した。 ・市LINE公式アカウントで、広報誌の発行を通知した。 【評価・効果】 安定的に情報入手できる環境の整備を継続した。	特になし	5	・広報誌の点訳版及び音声版の作成の継続 ・ホームページへの広報誌音声データ添付の継続 ・市LINE公式アカウントから広報誌の発行について通知	元気発信課	
			・議会だよりの点字版及び音声版の作成継続 ・ホームページへの議会だよりの音声データの添 付 ・議会だよりのPDF版の掲載媒体の充実	誰もが、安定的に議会活動の情報入手できる 環境を整備することで、障害をお持ちの方を含 めた議会への市民参加の機会を確保する。	・議会だよりの点訳版及び音声版の作成継続 ・市ホームページへの音声データ掲載の継続 ・市ホームページ、マチイロ、ちいき本棚への議会 だよりのPDFデータ掲載の継続	・議会だよりの点訳版及び音声版の作成 ・市ホームページへの音声データ掲載 ・市ホームページ、マチイロ、ちいき本棚への議会だよりのPDF データ掲載	特になし	5	・議会だよりの点訳版及び音声版の作成継続 ・市ホームページへの音声データ掲載の継続 ・市ホームページ、マチイロ、ちいき本棚への議会だよりの PDFデータ掲載の継続	議会事務局	
41	わかりやすい市ホーム ページの運営	市ホームページの読み上げ機能により、正確に わかりやすく情報入手できるよう、市議員の アクセシビリティやユニバーサルデザインに対 する理解を促進するための研修などを行い、わ かりやすい市ホームページの運営に取り組みま す。	・職員に対するアクセシビリティの意義や必要 性の周知 ・ページ公開までの過程における確認の徹底 ・動画及び文字テロップの表示対応の検討	誰もが、安定的に情報入手できる環境を整備 することで、障害をお持ちの方の安全・安心な 暮らしを確保する。	・職員研修で市ホームページ作成時の注意事項など を周知 ・ページ公開までの過程における確認の徹底 ・動画の自動字幕機能を使った時にも適切な表示 になるよう対応する。	【実績】 ・新採用職員に対して、市ホームページ作成時の注意事項などの 研修を実施した。 ・30歳前後の若手職員に対して、ホームページ等での「伝わ る」情報発信の必要性について研修を実施した。 ・全職員に対して、ホームページでの効果的な情報発信のポイン トをインフォメーションで連載した。 ・ホームページ公開までの過程で、アクセシビリティの確認を行 い、配慮しながらホームページを作成した。 ・動画の自動字幕機能を使った時に適切な表示になるよう対応し た。 【評価・効果】 職員にアクセシビリティの理解を促進し、わかりやすいホーム ページの運営を行うことができた。	新採用職員にはホームページ作成の注意事項等の研修を毎年 行っているが、それ以外の職員への周知についても継続 する必要がある。	5	・職員研修で市ホームページ作成時の注意事項などを周知 ・インフォメーションでホームページでの効果的な情報発 信のポイントを周知 ・ページ公開までの過程における確認の徹底 ・動画の自動字幕機能を使った時にも適切な表示になるよ う対応する。	元気発信課	
施策内容：②意思疎通支援の充実											
42	ボランティア団体など への支援の促進	点訳、音訳、手話、要約筆記などの各ボラン ティア団体などが実施している講習会を支援し ます。	・手話奉仕員、要約筆記奉仕員養成講座を市直 営及びボランティア団体に委託して実施する。 ・広報等により手話奉仕員、要約筆記奉仕委員 派遣事業について周知を行う。	・点訳・音訳・要約筆記、手話のボランティア 団体の活動を支援し、意思疎通支援員の養成研 修が継続して実施されることで、意思疎通支援 者の養成及び意思疎通支援者の派遣が継続され る。	点訳・音訳・要約筆記の団体に意思疎通支援者養成 研修事業を委託し、活動を支援する。 手話については、養成講座の実施方法を見直す。	【実績】 点訳・音訳・要約筆記の団体に意思疎通支援者養成研修事業を 実施した。 【評価・効果】 ボランティア団体の活動を支援することにより、障害者の意思疎 通支援における人材育成につながった。	意思疎通支援者養成講座の受講者が減少しており、修了者 の活動支援と併せて事業を検討する必要がある。	4	手話・点訳・音訳・要約筆記の団体に意思疎通支援者養成 研修事業を委託し、活動を支援する。 意思疎通支援者養成講座の受託者に事業や支援における課 題についてヒアリングを実施する。	福祉課	
			手話通訳者や要約筆記者の派遣、ICTを活用し た広報誌などの点訳・音訳化を推進する。	視覚や聴覚に障害のある人に、より一層の情報 提供の充実が図られる。	意思疎通支援のため、手話通訳及び要約筆記の派遣 を行う。支援者育成のため、要約筆記者の育成に 取り組む。手話通訳については、養成講座の実施方法 を見直す。	【実績】 通院や各種行事等に手話通訳者や要約筆記者の派遣を行った。 また、広報かしわぎき、ギカイのとびら及び手帳ガイドブックの 点訳・音訳化を行い、希望者へ配布した。 【評価・効果】 意思疎通支援者の派遣により、障がい者のコミュニケーション支 援を図ることができた。また、広報等の音訳・点訳により市から の情報を届けることで、障がい者の社会参加促進に寄与した。	当事者のニーズに応じられるような意思疎通支援者の育成 が必要であるが、意思疎通支援者の各種養成講座の受講者 が減少している。	4	意思疎通支援のため、手話通訳及び要約筆記の派遣を行 う。 障がい者の意思疎通を行うための手話奉仕員、要約筆記奉 仕員、点訳奉仕員、音訳奉仕員の育成を行う。 意思疎通支援者養成講座の受託者に事業や支援における課 題についてヒアリングを実施する。	福祉課	
43	意思疎通支援事業の実 施	障がいのある人の意思決定を支援するため、手 話通訳者や要約筆記者の派遣、ICTの活用や 広報紙などの点訳・音訳化を推進します。	(1)下記(7)～(9)の利用促進PRを行う。 (7)大活字本 (8)「広報かしわぎき」の朗読←CD-R、文学作 品の朗読CD (9)サビエからダウンロードした点字データ、音 声データ (10)デジター図書再生機 (11)点字プリンター付きのパソコン (12)見学・体験学習で来館した児童・生徒への福 祉コーナー機器の体験時間を、更に充実させ る。	視聴覚、肢体不自由等の障害児・者の読書をも 中心とした学習や文化活動の利用拠点施設とな る。	引き続き、広報かしわぎき及び議会だよりの点字版の 表紙作成を行いたい。また、障害者週間に合わせて 特設ブースの設置や館内でDVD上映会を開催する 予定。	・市HPで通年、目の不自由な方へのサービスについて掲載し た。 ・月1回、点字版広報かしわぎきとギカイのとびらの表紙作成等 を点訳奉仕者と協力して行った。 ・新たに大活字本を42冊、朗読CDを1点購入し、弱視の方に 向けに読む読書、聞く読書を楽しむ機会を提供した。 ・貸出文庫事業について、市内の障がい福祉サービス事業所に周 知し、設置・利用を希望する事業所に個別に説明を実施した。 ・障害者の日に合わせて、「ウイニング・パス」を特別上映会 として上映した。 ・福祉課が障害者週間に合わせた特設コーナーを設置する中で、 図書館として障害関係の本の選書を行った。	重度障がいにより来館が困難であることや利用者の障害が いによる支援の度合いが一律ではないため、個々に合った サービス提供が困難であること。また、限られた人員と予 算の中で図書館運営を行っているため、提供できるサービ スが限られていること。	4	・ソフィアだよりの及び市HPで当館のバリアフリーサービ スを紹介する。 ・月1回、点字版広報かしわぎきと議会のとびらの表紙作 成等を点訳奉仕者と協力して行う。 ・障害者の日に合わせて特別上映会を開催する。 ・利用を希望する障がい福祉サービス事業所に貸出文庫を 設置し、多くの方が利用できるよう、障がいや特性に合わ せた選書を行う。	図書館	
		基本方針3：健康づくりへの支援と療育・教育の充実									
基本施策：（1）保健・医療対策の充実											
施策内容：①健康づくり・介護予防活動の充実											
44	受けやすい健（検） 診、相談体制の充実	ゆったり健（検）診や障がいのある人を対象と した歯科健康相談などを継続するとともに、必 要な方に情報が届くよう、さらに取組の周知に 努めます。	ゆったり健（検）診や障害のある方を対象とし た歯科健康相談などの歯科保健事業を継続する とともに、必要な方に情報が届くよう、さらに 情報の周知を図る。	障がいの有無に関わらず、健康づくりへの意欲 が高まり、健（検）診の受診者が増加し、必要 な方が相談を利用できる。そのことによって、 市民の生活習慣病の重症化が予防できる。	・令和5（2023）年度同様に、障がいのある方を 対象としたゆったり健（検）診を、7月と10月 に各1回実施する。 ・引き続き、障がいのある方や、特別な配慮が必要 な方のための歯科健康相談を実施する。	【実績】 ・障がいのある人を対象としたゆったり健診での結果に基づき、 対象者の状況に合わせて、訪問や家族同席のもと14人に保健指導 を実施した。また、健診結果説明会には7人参加した。その他、 事業所等と連携し、結果説明や情報提供を行った。 【評価・効果】 ・保健指導等の利用を通じて、障がいのある人やその家族に生活 習慣病予防の重要性を伝え、医療機関への受診や生活改善の具体 的な方法について提案できた。	健診受診や生活習慣病予防の重要性の啓発、保健事業に参 加しやすい体制づくりをしていく必要がある。	4	引き続き、保健事業を利用しやすい体制を整え、生活習慣 病予防の啓発を行う。	健康推進課	
		障がいの発生を予防する観点から保健師などが 家庭訪問などにより本人及び家族へ必要な保健 指導を行い、生活習慣病を予防し、身体機能の 低下を防止します。	第二次健康増進計画に基づき、各種イベントや 保健事業等を実施する。	障がいの有無に関わらず、健康づくりへの意欲 が高まり、健（検）診の受診者が増加し、必要 な方が相談を利用できる。そのことによって、 市民の生活習慣病の重症化が予防できる。	引き続き、保健事業を利用しやすい体制を整え、生 活習慣病予防の啓発を行う。	【実績】 ・障がいのある人等を対象としたゆったり健（検）診を7月と 10月に実施し、特定等健診：115人、肺がん検診：102人、 大腸がん検診：50人、前立腺がん検診：22人、肝炎ウイルス 検診：2人が受診した。 ・障がいのある人の歯科健康相談について、障がい福祉施設へチ ラシ配布し周知を行ったことで、5人の参加があった。 【評価・効果】 ・障がいのある人を対象とした健（検）診や相談の場を設けるこ とで、安心して健（検）診を受けていただくことができた。一方 で、健診会場で受診者の数が多い時（混雑気味の時）に、受診者 の方が過ごすににくい環境となることがあった。	・安心して健診を受けることができる体制づくりと、健康 についての相談ができる場としてさらなる周知、啓発が必要 と思われる。 ・歯や口の心配ごとを相談できる場として、さらに周知を していく必要がある。	4	・令和6（2024）年度同様に、障がいのある人等を対 象としたゆったり健（検）診を、8月と10月に各1回実 施する。また、予約制になることから、より混雑を避けて 受けられるよう配慮する。 ・引き続き、障がいのある人や、特別な配慮が必要な方 のための歯科健康相談を実施する。	健康推進課	

施策体系				概要	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 予定されている具体的取組	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 目指す成果	令和6（2024）年度における具体的取組	令和6（2024）年度取組実績等	令和6（2024）年度取組上の課題・問題点	R6年度 評価	令和7（2025）年度における具体的取組	担当所管
46	介護予防活動と意識啓 発の推進	地域の介護予防活動を推進するとともに、くらしのサポートセンターの機能強化と充実を図る ことで、介護予防の意識啓発を図ります。	・NPOや住民主体のサービスを充実させること で、多様なサービスの提供体制を推進する。 ・付随事業を実施するくらしのサポートセン ター及び担い手となるくらしのサポーターを増 加させ、地域の支え合い活動を推進する。 ・コツコツ貯筋体操の更なる推進を図り、参加 人口を増加させる。	コツコツ貯筋体操をはじめとする地域の介護予 防活動を推進するとともに、くらしのサポート センターの機能強化と充実を図ることで、介護 予防と地域支え合い活動の意識啓発を推進す る。	・NPOや住民主体のサービスの活動支援を継続す る。 ・付随事業が未実施であるくらしのサポートセン ターに対し、実施に向けた働きかけを継続する。実 施地区に対しては、生活支援コーディネーターと共 に、活動の充実と定着に向けて支援する。 ・コツコツ貯筋体操センターにおいて「パワーリハ ビリテーション」を連携し、利用者のニーズに合わせた 実施時間やイベントを検討し、コツコツ貯筋体操の 更なる普及を図る。 ・地域のコツコツ貯筋体操会場の約半数を訪問し、 各団体の現状把握に努め、活動を支援する。 ・保育園におけるつながりリズム体操の体験や地域会 場との交流を通じて、コツコツ貯筋体操を周知す る。	【実績】 ・訪問型サービスBDを実施する2団体に運営費を補助した。 ・西山地区のくらしのサポートセンターにおいて、付随事業を新 たに開始した。 ・くらしのサポーター講座を4会場で開催し、延べ修了者数64人 だった。 ・コツコツ貯筋体操センターで、利用のきっかけとなるイベント として「みになる講座」を月1回、「からだ年齢測定会」を年4 回のうち2回実施した。コツコツ貯筋体操センターの利用者数 は、実298人、延べ13、857人となった。 ・コツコツ貯筋体操の実践者は、市全体で実2、736人、延べ 100、466人であった。 ・公立保育園4園とつながりリズム体操の体験会及び地域の実践会 場3団体と保育園との交流会を実施した。また、その様子を地域 や保護者へ周知した。 【評価・効果】 ・付随事業の新規開始、くらしのサポーターの育成により、く らしのサポートセンターの機能強化について進捗できた。 ・コツコツ貯筋体操の実践者数は減少しているものの、延べ人数 は増加しており、体操習慣の定着化を推進できた。	・付随事業に取り組むくらしのサポートセンターは増えて きているが、地域によって活動内容に差がある。 ・地域のコツコツ貯筋体操は、参加者の高齢化や担い手不 足により終了する団体もあり、継続した支援が必要である 。高齢者運動サポーターと協力し、より若年層へのコッ コツ貯筋体操の周知啓発を図る必要がある。	4	・NPOや住民主体によるサービスの活動支援を継続す る。 ・付随事業が未実施であるくらしのサポートセンターに対 し、実施に向けた働きかけを継続する。実施地区に対し ては、生活支援コーディネーターとともに、生活支援を視 野に入れた活動の推進や現在の活動充実に向けた支援を行 う。 ・コツコツ貯筋体操センターにおいて、パワーリハビリ テーションと連携したイベントを検討し、コツコツ貯筋体 操の更なる普及を図る。 ・地域のコツコツ貯筋体操会場の約半数を訪問し、各団 体の現状把握に努め、活動を支援する。 ・保育園におけるつながりリズム体操の体験や地域会場と の交流を通じて、コツコツ貯筋体操を周知する。 ・コツコツ貯筋体操活動担当者との交流会を実施し、新規 参加者や男性参加者を増やすことを検討する。	介護高齢課		
施策内容：②早期発見・早期支援の推進												
47	乳幼児健康診査による 早期発見	乳幼児の健やかな成長発達を目指し、疾病の早 期発見や早期療育支援を行います。	・妊婦健診公費負担助成を継続する。 母子健康手帳交付時の、保健師全件面談によ り、支援の必要な事例について早期把握を行 う。 ・医療機関連絡会を通して、妊娠期から産院後 まで切れ目ない支援を行う。	母子健康手帳交付を起点とした、妊娠期からの 早期支援により、安心・安全な妊娠期を通じ 、出産を迎えることができる。	・医療機関との連絡会や、産婦健診を通じた情報共 有等を継続し、妊娠期から子育て期まで途切れない 支援を行う。 ・園で発達面が気になるなど、課題のあるお子さん について、乳幼児健診前に情報提供をいただき、健 診での様子をお返しする健診連絡票を導入する。	【実績】 ・医療機関（柏崎総合医療センター、長岡赤十字病院）との連絡 会を計7回行い、延べ38件の情報共有を行った。 ・就園先と連携した健診連絡票を97件活用した。 【効果】 ・医療機関との連携により、必要な方へタイムリーな支援をする ことができた。 ・支援が必要な児童に対して、早期療育等の支援につなげること ができた。	・発達面の課題がある就園児の支援が、乳幼児健診を通じ て効果的に行われるよう、引き続き健診連絡票を活用した 園との連携体制を維持する必要がある。 ・5歳児健診の導入により、就学を見通した発達課題の気づ き及び支援体制を構築する必要がある。	4	・医療機関との連絡会や、産婦健診を通じた情報共有等を 継続する。 ・園で発達面が気になるなど、課題のあるお子さんについ て、健診連絡票を活用した連携を継続する。 ・5歳児健診を実施し、健診後の子どもや保護者へのフォ ロアップマニュアルを作成する。	子育て支援課		
48	相談支援体制の充実によ る早期の支援	地域の特性や課題に応じた支え合いや見守りの 体制を構築し、早期に相談できる体制づくりや 家族への相談支援を強化するとともに、各種相 談会の充実を図ります。	・地域ケア会議等で把握された課題の解決に向 け、生活支援コーディネーターや地域関係者と 協働し、支え合いの体制を構築する。 ・地域包括支援センターをはじめとする関係機 関との連携を強化し、早期の相談体制の充実を 図る。	地域の特性や課題に応じた支え合いや見守りの 体制を構築し、早期相談や家族が相談しやすい 体制の強化が図られる。	・地域ケア会議は、地域の実情に応じた課題解決機 能の拡充を図り、地域での見守りや支え合いの活動 を強化する。 ・地域包括支援センターをはじめとする関係機関の 連携を強化し、包括的相談支援体制の構築を図る。	【実績】 ・全市で地域ケア会議を31回（個別会議22回、園域会議8 回、推進会議1回）実施した。 ・地域包括支援センターでは、実4、089件、延べ4、756 件の相談に対応した。また、地域住民に対し相談窓口の周知活動 を346回、延べ4、829人に実施した。 【評価・効果】 ・地域課題の解決に向け、地域住民を含めた支え合いや見守りの 具体的な体制を検討することができた。 ・高齢者や高齢者を見守る地域関係者からの相談に対応すること ができた。	・複雑化、複合化する高齢者の相談は増えている。関係機 関や専門職だけでなく、地域住民も含め、課題検討や解決 に向けた取組が必要である。 ・高齢者世帯の増加に伴い、早期の相談につながりにくい 傾向が続いている。関係機関との更なる連携の強化が必要 である。	4	・地域ケア会議は、地域の実情にに応じた課題解決を通じ て、地域での見守りや支え合いの活動を強化につながるよ う働きかける。 ・地域包括支援センターをはじめとする関係機関の連携を 強化し、包括的相談支援体制を強化していく。	介護高齢課		
			・母子健康手帳交付等の際の、保健師の全件面 談。 ・連携会議の定例実施（年12回）により、早期 に支援対象者を把握する。 ・継続支援が必要な対象者に、支援プランを作 成する。	子育て世代包括支援センターとして、妊娠期か ら子育て期まで、心身における継続支援を行う 事で、安心して出産・子育てができるようにす る。	サポートプラン作成に向けて、対象者の選定や様式 の検討を行い、実施する。	【実績】 母子健康手帳交付時の面談を326件実施した。様式の検討ととも に月1回の連携会議において、サポートプランの作成対象者を選 定し、67件のプランを作成した。 【効果】 プラン作成者には、3か月ごとに連携会議でフォローアップを検 討することで、必要な継続的な支援が実施できた。	必要な支援を安定的に提供できるよう、サポートプランの 作成及び定期的なモニタリングの支援体制を定着させてい く必要がある。	4	サポートプランの作成及びモニタリングを本格実施してい く。	子育て支援課		
			早期療育事業利用児保護者が相談できる機会 （担当職員による定期相談、保護者座談会、外 部講師による研修、ペアレント・トレーニング 等）の確保。	複数の保護者支援の機会があることで、保護者 が安心して子育てでき、親子の愛着形成が図ら れる。	・担当職員による教室での定期相談、保護者座談 会、外部講師による研修、ペアレント・トレーニ ング、らっこクラブを継続実施する。	【実績】 ・ペアレント・トレーニングは7世帯が受講した。らっこクラブ は年間9回開催し、延べ17人の利用があった。 【評価・効果】 ・各種教室の充実により、保護者の不安軽減が図られた。	・柏崎保健所で実施していた療育相談事業が令和5 （2023）年度で終了し、令和6（2024）年度より長岡 保健所で実施される療育相談事業へ参加することとなっ たため、対象者に不利益が生じない相談体制や医療連携の重 要性が求められている。	4	子どもの発達支 援課			
49	難病の人への支援の充 実	保健所や医療機関などと連携し、難病に関する 情報を広く周知し、難病の人が必要なサービス を受けられるよう努めます。	保健所や医療機関などと連携し、難病に関する 情報を広く周知する。	難病の人が必要なサービスを受けやすくなり、 支援の充実が図られる。	保健所と連携し、難病の人が必要なサービスを受け られるよう、住民への情報提供等を行う。	【実績】 保健所や医療機関と連携し、難病の人の医療費助成制度や日常生 活用具などの給付に関する相談に対応した。日常生活用具の給付 品目にポータブル電源を追加した。 【評価・効果】 関係機関と連携を図ることで、難病患者の支援を行うことがで きた。	特になし	4	保健所と連携し、難病の人が必要なサービスを受けられ るよう、住民への情報提供等を行う。	福祉課		
施策内容：③精神保健・医療施策の充実												
50	精神疾患への理解と啓 発活動	こころの病気や精神障がいに対する正しい理解 と偏見の解消に向け、啓発活動を推進します。	家族会や自助グループ等の活動を市民に周知し 、心の病気や精神障害者に対する理解促進に 向けた啓発活動を推進する。	家族会や自助グループと連携し活動を推進する ことで、市民の精神疾患に対する理解を深め、 当事者及び家族支援の充実を図る。	・依存症の当事者、家族が支援に繋がるように、 AAの活動を市のホームページやイベント等での啓 発、健康教育等で周知していく。 ・家族会の状況を把握するとともに、個別の相談 を通して当事者家族に対する支援を検討していく。	【実績】 ・アルコールの自助グループ活動（市内2か所）について、市の ホームページに掲載し、周知した。 ・病院主催の依存症フォーラムの後援を行い、周知や当日の運営 協力を実施することで、啓発活動の推進につなげた。	・自助グループの活動について、市のホームページ等に掲 載し、継続して周知する必要がある。 ・依存症の相談時に自助グループを紹介し、参加につな がるよう、自助グループとの連携を強める必要がある。	4	依存症の当事者や家族が支援につながるよう、自助グルー プの活動を市のホームページやイベント等で周知啓発す る。	健康推進課		
50	精神疾患への理解と啓 発活動	こころの病気や精神障がいに対する正しい理解 と偏見の解消に向け、啓発活動を推進します。	家族会や自助グループ等の活動を市民に周知し 、心の病気や精神障害者に対する理解促進に 向けた啓発活動を推進する。	精神障害者に対する理解促進に向けた啓発を行 い、障害のある人が普通に暮らせる地域づく りに向けた啓発活動を推進する。	当事者や関係者と意見交換を行い、プラットフォ ームづくりに取り組む。	【実績】 ・権利擁護部会を6回開催し、障がいがある人となない人が互いに ふれあう場＝プラットフォームづくりについて意見交換を実施し た。 ・精神保健福祉連絡会を1回開催し、精神障がいのある人が住み 慣れた地域で安心して暮らすための理解促進のための課題や方策 について共有した。	・家族会や自助グループ等の活動状況の把握や周知がで ていない。	3	新潟県の精神障害者ピアサポート事業におけるリカバリー ストーリー発表会の機会を利用し、精神障がいのある人の 理解促進を行う。	福祉課		
51	こころの病気の早期発 見と早期治療の促進	こころの病気の早期発見と早期治療のため、市 民対象の「こころのゲートキーパー」養成研修 の実施や「こころの健康づくり」の周知に努め ます。	・SOSを発信する力を早い時期に養うため、 小・中学生に対する「SOSの出し方教育」の授 業を充実させる。 ・地域、職場、関係機関と連携し、「こころの 健康づくり」に関する相談窓口の周知、啓発活 動、研修を推進する。 ・「柏崎市自殺対策行動計画改訂版」を基に取 組みを強化する。	・自殺者数、自殺率が減少する。 ・精神的苦痛を感じている方が早期に気づき、 専門機関への相談や受診等、必要な行動がとれ ることで日常生活の維持、改善を図る。	地域、職場、関係課、関係機関と連携し、様々な世 代に対して、こころの健康づくりや早期相談に関す る啓発、ゲートキーパー研修を実施する。	【実績】 ・ゲートキーパー養成研修として、大学1校（58人）、高等学校 1校（109人）、高等学校教職員1回（32人）、市職員3回 （80人）、介護従事者1回（21人）地域・職域（高田コミセ ン、コツコツ貯筋体操センター、理容組合）に3回（71人）実施 した。 ・学校教育課と連携し、SOSの出し方教育を小学校7校（216 人）、中学校3校（190人）に対して実施した。 ・SOSの受け止め方研修会を学校教育課・子どもの発達支援課と 連携し、小学校7校（84人）に対して実施した。 ・柏崎市自殺対策庁内実務者会議を6月19日に、柏崎市自殺対策 庁内推進会議を2月10日に開催した。 ・こころの健康づくりや早期相談に関する啓発活動を、地域に対 して2回（150人）、企業、団体に対して11回（397人）実施 した。 ・商工会議所、事業所健診実施機関、柏崎地域産業保健センタ ー等と連携し、こころの健康づくりに関する相談窓口を周知した。 【評価・効果】 ・ゲートキーパー養成研修、SOSの出し方教育、SOSの受け 止め方研修を通じて、様々な年代や対象に自殺予防に関する周知 啓発を行うことができた。 ・関係機関や地域と連携し、働き盛り世代を含めた幅広い年代に 対し、こころの健康づくりや早期相談に関する啓発、相談窓口の 周知を行うことができた。	・令和6（2024）年は自殺者数が増加し、働き盛り男性 及び高齢者の自殺が多い状況が続いているため、早期相談 の大切さや地域の見守り体制を強化していく必要がある。 ・引き続き、こころの病気の早期発見と早期治療、自殺予 防のため、「ゲートキーパー養成研修」の実施や「こころ の健康づくり」に関する啓発を行う必要がある。	4	地域、職場、関係課、関係機関と連携し、様々な世代に対 して、こころの健康づくりや早期相談に関する啓発、ゲー トキーパー研修を実施する。	健康推進課		

施策体系				概要	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 予定されている具体的取組	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 目指す成果	令和6（2024）年度における具体的取組	令和6（2024）年度取組実績等	令和6（2024）年度取組上の課題・問題点	R6年度 評価	令和7（2025）年度における具体的取組	担当所管
		52	精神障がいに関する相談支援体制の充実	医療機関、相談支援事業所等の関係機関と連携した相談支援体制の強化やひきこもり者の居場所の設置、就労支援の充実などにより専門的な相談支援を実施し、重症化予防を図ります。	・医療機関、相談支援事業所等、関係機関と連携し相談支援体制を強化する。 ・当事者の居場所の設置、就労支援の充実、8050問題における40代・50代の当事者の実態の把握と相談へのつなぎの強化。	相談支援の充実により専門的な相談支援が実施でき、重症化予防を図る。	・関係機関に事業説明やリーフレットの設置を依頼し、ひきこもり支援事業の周知活動を行うことにより、早期の支援につなげる。 ・当事者のニーズに応じて就労支援や他機関へのつなぎを行い、当事者や家族が孤独・孤立にならず生活できるように支援する。 ・ひきこもり実態調査を実施し、最新の柏崎市におけるひきこもりの実態を把握し公開すると共に、ひきこもり支援に反映させる。 ・重層的支援体制整備事業による、取りこぼしのない支援を行う。 ・こころの相談窓口の周知啓発を行い早期相談につなげるとともに、関係機関（医療機関、保健所、相談支援事業所等）と連携した支援を行う。	【実績】 ・継続的に71人のひきこもり当事者を支援し、年間1,532件の相談や対応を行った。当事者を対象に、隔週（実施回数20回）で居場所支援を行い、延べ32人の参加があった。また、当事者交流会を2か月に1回（実施回数5回）開催し、延べ15人の参加があった。家族の会は毎月（実施回数9回）開催し、延べ41人の家族が参加した。 ・支援に結びついていない当事者や家族に向けた周知活動として、医療機関や薬局、コミュニティセンター、介護事業所などにリーフレットの設置を依頼し、必要に応じて関係機関などに事業説明を実施した。 ・関係機関や庁内地課との連携は、医療機関28人、相談支援事業所・サービス事業所14人、就労支援機関15人、民生委員4人、学校教育課・学校6人、庁内地課13人、その他（保健所、警察など）6人となった。 ・ひきこもり実態調査を実施し、125人の該当者がいることが分かった。 【評価・効果】 ・新規のひきこもり当事者とその家族から相談があり、新たに22人の支援を開始した。また、支援の開始により、就労や就労活動の開始、進学、専門機関へのつなぎなど、状況に改善が見られた。	・実態調査の結果、40代以上の支援につなげていない又は詳細不明とされる該当者の割合が高かったが、生活状況が周囲に伝わりにくく介入が難しい。 ・高齢化により増加する8050事例や若年層への早期支援による長期化の防止が必要である。	4	・関係機関に事業説明やリーフレットの設置を依頼し、ひきこもり支援事業・相談窓口の周知活動を行うことで早期の支援・介入につなげる。 ・当事者のニーズに応じて就労支援や他機関へのつなぎを行い、当事者や家族が孤独・孤立にならず生活できるように支援する。 ・重層的支援体制整備事業による、取りこぼしのない支援を行う。	健康推進課
							柏崎刈羽地域自立支援協議会に新たに精神保健福祉連絡会を立ち上げ、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムについて情報共有を行う。	【実績】 ・柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会の精神保健福祉連絡会を1会開催し、柏崎刈羽地域における精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムについて現状を共有した。 【評価・効果】 柏崎刈羽地域における精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムについて現状を共有することができた。	・精神障がいのある方の地域での生活支援においては、住まいの確保や自立に向けた訓練の機会、地域の理解が重要であり、地域への普及啓発や関係機関との協議が必要である。 ・障がい福祉の分野だけでなく、様々な関係機関と連携して進めていく必要がある。また、各分野での保健や予防の視点で取組や課題を整理することが求められる。	3	柏崎刈羽地域自立支援協議会の精神保健福祉連絡会において、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムについて情報共有を行う。	福祉課
				精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がいのある人が地域で生活するために必要な支援を行うため、保健、医療、福祉関係者が互いに連携しながら、地域における包括的なケアシステムの構築を目指す。	保健、医療、福祉関係者が互いに連携しながら、地域における包括的なケアシステムの構築を図る	精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができる	【実績】 ・柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会の精神保健福祉連絡会を1会開催し、柏崎刈羽地域における精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムについて現状を共有した。 【評価・効果】 柏崎刈羽地域における精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムについて現状を共有することができた。	・精神障がいのある方の地域での生活支援においては、住まいの確保や自立に向けた訓練の機会、地域の理解が重要であり、地域への普及啓発や関係機関との協議が必要である。 ・障がい福祉の分野だけでなく、様々な関係機関と連携して進めていく必要がある。また、各分野での保健や予防の視点で取組や課題を整理することが求められる。	3	柏崎刈羽地域自立支援協議会の精神保健福祉連絡会において、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムについて情報共有を行う。	福祉課
基本施策：（2）療育・教育体制の充実												
施策内容：①療育体制の充実												
		54	早期療育事業の推進	発達に不安のある乳幼児及びその保護者が元気館で実施する療育教室を利用することにより、子どもの成長・促進を図るとともに、保護者が安心して子育てできるよう努めます。	・元気館で実施する療育教室（児童発達支援、保育所等訪問支援）の実施。 ・乳幼児健診などで、子育てや子どもの発達に不安のある保護者を支援する「らっこクラブ」の実施。 ・心身の発達に不安を抱える園児の相談対応をする「キッズ・サポート」の実施。	・発達に不安のある乳幼児及びその保護者が、早期療育事業を活用して子どもの成長促進につながる。 ・保護者が事業や相談を利用しながら、安心して子育てができる。	・元気館での療育教室及び訪問による園訪問支援の実施。 ・キッズ・サポートでは、クラス運営の支援・要望による再訪問を更に進める。	【実績】 ・早期療育事業を126人、延べ1,845人が利用した。延べ利用児の内訳はプレー教室及びたんぼほ教室311人、さくらんぼ教室749人、こどぼの相談室526人、いちご教室241人、保育所等訪問支援18人である。 ・キッズ・サポートは、対応件数77件（内クラス運営4件）、訪問回23回、訪問回数49回、保護者面談29回である。 【評価・効果】 ・教室と訪問の充実により、保護者の不安軽減が図られた。 ・個別の対応とクラス運営について、要望により再訪問を実施することで、今まで以上に職員のスキルアップや職員同士の情報交換をすることができた。	・さくらんぼ教室の利用希望が増加しており、申込者全てを受け入れることは難しい。全員と面談し利用に至らなかった方達にも報告書を作成し、園での対応に活用してもらっている。 ・訪問依頼数が増加傾向であり、更に専門性が求められている。	4	・元気館での療育教室及び訪問による園訪問支援の実施。 ・キッズ・サポートでは、クラス運営の支援及び要望に応じた再訪問を更に進める。	子どもの発達支援課
				療育専門機関などとの連携強化	就学相談への協力や医療（リハビリテーション担当者や該当医師）との情報交換などにより、医療、教育などとの連携強化を図ります。	新潟病院との療育情報交換会の実施。	・就学前の受診先として診断・リハビリをされている新潟病院との連絡会があることで、医療受診児（早期療育事業利用児以外）についても情報共有し支援に活かせる。 ・医療と療育支援の連携体制が強化される。	【実績】 ・新潟病院との療育情報交換会を年3回実施し、14名について情報共有を行った。 【評価・効果】 ・医療（リハビリテーション担当者や該当医師）との情報交換などにより、医療、教育などとの連携体制が強化された。	・対象者の情報共有が必要な場合には、タイムリーな情報交換会の開催が求められている。	4	・新潟病院の体制（医師の業務量の増加）等により、令和7（2025）年度は定期的な情報交換会の開催は難しい状況となったが、必要時には迅速に検討会を開催できるように、支援者間で連携体制を整えておく。	子どもの発達支援課
				発達障がい児者への支援体制の充実	乳幼児期から学齢期、さらに学校卒業後の青年期に至るまで一貫した相談及び支援を行う体制を関係機関や相談支援事業所などと連携して行います。	・早期療育事業利用児について次の支援先への引継ぎの実施（就園先、就学先、通級指導教室等）。 ・早期療育事業利用児保護者が相談できる機会（担当職員による定期相談、保護者座談会、外部講師による研修、ペアレント・トレーニング等）の確保。	・移行期に引継ぎを実施することで、途切れない支援につながる。 ・複数の保護者支援の機会があることで、保護者が安心して子育てでき、継続した支援を受けられる。	【実績】 ・早期療育事業（児童発達支援事業）利用児については、主担当者である相談専門員等から、次の主たる支援者への引継ぎを確実に実施した。 【評価】 ・移行期に確実な引継ぎを実施することで、途切れない支援ができた。	・支援者スキルの維持・向上が求められている。	4	・早期療育事業利用児について、次の支援者（就園先、就学先、通級指導教室等）への確実な引継ぎの実施。	子どもの発達支援課
				特別な支援が必要な障がいのある児童に対する支援体制の整備	重症心身障がい児や医療的ケア児の支援においては、その人数やニーズの現状、支援体制について、柏崎刈羽地域自立支援協議会などを活用し、把握と支援に努めます。	柏崎刈羽地域自立支援協議会などを活用し、ニーズの現状や人数、支援体制について把握し、体制整備を進める	発達障がい者が相談しやすいように、乳幼児期、学齢期から卒後の青年期まで、関係機関や相談支援事業所などと連携し、相談支援を提供できる体制を提供する。	【実績】 ・柏崎市における相談支援体制について、「発達障がいに係る相談窓口等について」報告書を通じて、各窓口担当者と共有した。 【評価・効果】 「発達障がいに係る相談窓口等について」を担当者間で共有することで、庁内及び相談支援事業所の相談支援体制が明確となった。	柏崎市では発達障がい者に特化した相談窓口は開設していないため、各窓口担当者名と相談方法等について承知しあっている状態である。 ライフステージが変わる際にも各相談窓口が連携し、途切れない支援を継続して行う必要がある。	4	発達障がい者が相談しやすいように、乳幼児期、学齢期から卒後の青年期まで、関係機関や相談支援事業所などと連携し、相談支援を提供できる体制を提供する。	福祉課
							医療的ケアが必要な園児の状況把握を行い、安全な保育を実施する。	【実績】 ・子ども部会を年4回開催した。 ・医療的ケア児等コーディネーターの設置に向けて、実際の事例を通じて役割、連携方法等を確認し、保護者ニーズを満たすための方策・代替策等の検討を行った。 【評価】 医療的ケア児の受入れ態勢の整備の課題を確認できた。 また、今後のために協議・連携が必要な機関・部署を確認することができた。	乳児は医療機関同士で調整するため行政の関わりが少なく、情報共有の場がない限り行政が把握できない現状にある。そのため、今後は個々に対応し他部署・関係機関と連携し保育園、小学校等の医療的ケア児の受入体制の整備等を行っていく必要がある。	3	・定期的に柏崎刈羽地域自立支援協議会（子ども部会）などを活用し、ニーズの現状や人数、支援体制について把握し、体制整備を進める ・医療的コーディネーターの設置に向け、関係機関・部署と連携を図り協議を進める。	福祉課
		57	特別な支援が必要な障がいのある児童に対する支援体制の整備			重症心身障がい児や医療的ケアが必要な障がい児が身近な地域で適切な支援を受けられる。			医療的ケアが必要となった際に、看護師等の人材確保を含めた園の体制強化が必要である。	4	重症心身障がい児や医療的ケアが必要な障がい児を受け入れるための体制確保に取り組む。	保育課
							重症心身障がい児や医療的ケアが必要な障がい児が適切な支援を受けられるよう、柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会等からの情報の把握に努める。	【実績】 ・柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会子ども部会に参加し、医療的ケア児についての情報共有を行った。 【評価・成果】 医療的ケア児についての連携や情報共有が、以前より円滑に実施できるようになった。	・重症心身障がい児・医療的ケア児及びその家族等への適切な支援が求められている。	4	重症心身障がい児や医療的ケアが必要な障がい児が適切な支援を受けられるよう、今後も柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会等からの情報の把握に努める。	子どもの発達支援課

施策体系				概要	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 予定されている具体的取組	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 目指す成果	令和6（2024）年度における具体的取組	令和6（2024）年度取組実績等	令和6（2024）年度取組上の課題・問題点	R6年度 評価	令和7（2025）年度における具体的取組	担当所管
							重症心身障害児や医療的ケア児の教育的ニーズの整理を具体的に行う。	重症心身障害児や医療的ケア児の人数やニーズの現状、支援体制について、柏崎刈羽自立支援協議会などを通して把握を行った。	重症心身障害児や医療的ケア児の教育的ニーズの整理を具体的に行う必要がある。	4	重症心身障害児や医療的ケア児の教育的ニーズの整理を具体的に行う。	学校教育課
施策内容：②保育・教育の充実												
58	園児・児童支援の充実		障がいのある乳幼児とその保護者支援の充実を図るため、園職員などへの研修を実施し、障がいの理解と支援体制の向上を図ります。また、障がいのある園児・児童に対し、職員が必要な支援を提供し、保護者が安心して預けられるよう努めます。	・障がいをもつ児童への個別の対応を行い、身辺自立し集団生活に問題のない児童については、引き続き受け入れを行っていく。 ・支援員の資質向上のための社会福祉協議会と連携しながら各種研修を実施する。 ・放課後児童支援員や補助員を増員し、より充実した環境づくりを行う。	障がいをもつ児童への個別の対応を行い、必要な支援を提供する施設を増やし、全ての保護者が安心して預けられるようにする。	・身辺自立し、集団生活に支障がない障がいを持つ児童の受け入れを引き続き実施する。 ・児童クラブで従事する職員を継続的に確保できるように、広報かしわざき7月号において放課後児童支援員資格の取得方法について広報を実施する。 ・支援員の資質向上を図るため、受託者と連携しながら各種研修を実施する。また、今年度から県が「発達障害児など配慮を必要とする子どもへの支援」に関する研修を開催することから、当該研修の受講を予定している。 ・支援度が高い児童の放課後の居場所について、放課後等ディサービスを所管する福祉課と情報共有を行う。	【実績】 ・保護者と事前面談を実施し、集団生活に支障がない障がいを持つ児童（新規対象者12名）の利用希望に対し、全員の受け入れを行った。また、面談等で得た情報を基に個別の配慮を取り入れた上で必要となる支援を実施した。 ・「特性のある児童への対応について（講師：子どもの発達支援課長）」の研修を受託者が主催し、講師による児童クラブの巡回を2回、全体研修（事例検討・実践報告）を1回開催した。 ・新潟県が主催する「放課後児童支援員等資質向上研修」を主任放課後児童支援員が受講した。 【効果】 ・支援が必要なる児童の受け入れに当たり、保護者と事前に面談を実施したことにより、相互理解を深め、必要な配慮を取り入れた上で支援することができた。 ・研修の中で、特性のある児童の対応についての知識を深めることができたことにより、支援員の資質向上を図ることができた。	・保護者と事前面談を実施し、集団生活に支障がないと判断できた児童の受け入れを行っているが、児童クラブは設備上、不安定になった児童が落ち着くまで過ごすスペースがない施設がほとんどであり、児童の負担が生じる場面も発生することがある。 ・職員体制について、支援度の高い児童が在籍するクラブに追加できることが望ましいが、運営に最低限必要な職員配置をすることが最優先であり、加配体制を確保していくことは現段階で困難な状況にある。 ・児童の特性や、児童クラブの設備、職員配置の観点から受け入れが難しい場合には、放課後等ディサービスなどの利用を促していく必要があることから、同施設や所管する福祉課との連携を深めていく必要がある。	4	・身辺自立し、集団生活に支障がない障がいのある児童の受け入れを引き続き実施する。 ・支援員の資質向上を図るため、受託者と連携しながら各種研修を実施する。 ・支援度が高い児童の放課後の居場所について、放課後等ディサービスを所管する福祉課と情報共有を行う。	子育て支援課	
				・支援機関を対象とした「療育支援者研修会」の実施 ・児童発達支援にあたるスタッフへの研修。 ・「キッズ・サポート」や「保育所等訪問支援」による園職員の理解と支援体制の向上を図る。	・研修の機会があることで、療育支援に対する理解が深まる。 ・「キッズ・サポート」や「保育所等訪問支援」による具体的な支援の積み重ねにより、保育園・幼稚園職員の知識の資質向上が図られる。	・療育教室やキッズ・サポートを通して、園の現状に即した情報提供ができる研修会を企画する。 ・市内全園を対象に、クラス運営についての訪問相談の実施及び手順について周知を行う。	【実績】 ・療育支援者研修会には、各園等より49人の参加があった。 ・訪問相談の現状の把握と市内全園にクラス運営の訪問相談についての周知を行った。 【評価・効果】 ・研修は、園で想定される具体的事象に即した理解しやすい内容で、実際の支援に生かされると好評であった。 ・訪問相談により、園に専門的な情報や対応方法を提供することで、職員の知識やスキルアップの向上が図られた。	・園の職員が、日々の対応に活かせるような内容を検討し、ニーズに合った研修の機会を提供する必要がある。	4	・療育教室やキッズ・サポートを通して、園の現状に即した情報提供ができる研修会を企画する。 ・市内全園を対象に、クラス運営についての訪問相談の実施及び手順について周知を行う。	子どもの発達支援課	
				・幼稚園・保育園訪問巡回相談「キッズ・サポート」の利用により、障害児保育に対する園機能の向上を図る。 ・研修会や事例発表等を実施し、園職員の質の向上を図る。	障害児の支援について、幼稚園・保育園ごとに対応についてのコーディネートができるよう園機能の向上が図られる。	・関係部署との連携により、市内全園を対象とした訪問支援を継続実施する。また、相談内容に応じて複数回の訪問相談を実施する。 ・実際に対応する職員の意見を聞き取りながら、療育支援者研修会及び介助員研修の回数や内容を検討していく。	【実績】 ・キッズサポートは、対応件数77件（内クラス運営4件）、訪問園23園、訪問回数49回、保護者面談29回である。 ・介助員研修会1回（受講者40名）、療育支援者研修会1回（受講者49名）を実施した。 【評価・効果】 ・キッズサポートの利用により、幼稚園・保育園の障がい児保育に対する理解と支援機能の向上が図られた。 ・職員のスキルアップを図ることにより、引く現場での様々な事象への対応力の向上が図られた。	・クラス運営についての訪問相談は、ニーズがあり、今後も継続実施していく必要がある。様々な依頼に対応するため、支援体制の検討や人材の育成が必要である。 ・研修会は、参加者に好評価を得ており、実際の支援に即したテーマについて、複数回の実施を希望する意見が出ていることから、研修会の開催回数を検討する必要がある。	4	・関係部署との連携により、市内全園を対象とした訪問支援を継続実施する。また、相談内容に応じて複数回の訪問相談を実施する。 ・実際に対応する職員の意見を聞き取りながら、療育支援者研修会及び介助員研修の回数や内容を検討していく。	子どもの発達支援課 保育課	
59	教育関係機関と連携した支援体制の充実		専門家チームによる幼稚園、保育園などへの訪問を充実させ、相談支援体制が効率よく機能できるよう、関係機関との更なる連携に努めます。	相談支援体制が効率よく機能できるよう、関係機関の更なる連携（情報の共有）を図る。	関係機関との連携により、支援が一元化される。	・定例会を通して参加部署間の情報の共有を図り、一貫した支援体制の構築を図る。	【実績】 ・キッズ・サポートの専門員による定例会を年間6回実施した。 【評価・効果】 ・専門員として教育委員会から4名が出席して、関係部署とケース検討を含めた情報交換を行い、乳幼児から学齢期の連携強化を図ることができた。	・教育委員会の職員と乳幼児担当部署の職員が、訪問相談を通して支援方法やケースについての情報交換をしていく必要がある。	4	・定例会を通して参加部署間の情報の共有を図り、一貫した支援体制の構築を図る。	子どもの発達支援課 保育課	
				関係課と協力連携しての「キッズ・サポート」の実施。	関係課との連携により、支援が一元化される。	関係課の事業協力により視野が広がり、先を見据えた支援や途切れない支援が行える。	・園の要望に応じて、再訪問を実施していく体制の構築。クラス運営についての訪問相談を市内全園を対象に実施する。	園からの依頼内容は、多岐にわたるため、関係部署の理解と協力、訪問相談員の更なる専門性が必要。	4	・園の要望に応じて、再訪問を実施していく体制の構築。クラス運営についての訪問相談を市内全園を対象に実施する。	子どもの発達支援課	
施策内容：③特別支援教育の充実												
60	教育体制の整備・充実		特別支援教育部会における適正な就学判断や支援を要する児童生徒の個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成とその活用を行います。また、各校の実践内容について情報交換し、適切な指導・支援につなげていきます。	全ての中学校区で特別支援教育部会を年2回以上設定し、在籍学級にかかわらず、支援を要する児童生徒の個別の指導計画を作成とその活用について、各校の実践を情報交換し、適切な指導・支援につなげる。	各中学校区における特別支援教育部会を通して、個別の指導計画の活用について検討し、個別の指導計画を活用した適切な指導・支援につなげる。	研修や情報交換を通して、各校の特別支援教育における学校体制づくりを推進する。	中学校区を基に4つのグループを構成し、年2回のグループによる特別支援教育部会を開催した。また、個別の指導計画の活用につなづく研修会を実施した。	特別支援教育における学校体制づくりについては、引き続き研修や情報交換を通して推進していく必要がある。	4	研修や情報交換を通して、各校の特別支援教育における学校体制づくりを推進する。	学校教育課	
				相談員や臨床心理士による学校訪問や支援会議への出席などを通じ、関係機関との連携を図りながら、義務教育終了後も継続した支援が行えるよう努めます。	・親支援プログラム（発達障害理解講座）の継続実施。 ・保護者支援のメニューを充実させる。	保護者に対して発達障害について学ぶ場や機会を増やす。	・講座への参加を勧めたい保護者に対して、相談員及び指導員から個別に声をかける等して参加を促す。 ・講座参加者が持つ具体的ニーズを踏まえた内容で企画・実施する。	対象をみのり通級利用の児童・生徒保護者にまで拡大したことで、発達障害について学ぶ場・機会の拡大が図れたが、保護者ごとのニーズの異なりにより、プログラムの展開にはより一層の配慮と工夫が必要となる。	4	親支援プログラムの継続実施と対象拡大（維持）、3回の講座の中でより充実したプログラムを検討・実施する。また、ホームページを活用し、参加できなかった保護者についても情報提供できるような取組を行う。	子どもの発達支援課	
				地域資源の状況や卒業後のサービス利用見込を学校と就労支援事業所とで情報共有を図りながら、特別支援教育コーディネーターが関係機関と連携し、個別の教育支援計画の作成及び活用を行います。	特別支援学校や相談支援機関、福祉作業所等についての情報提供を行い、特別支援教育コーディネーターが関係機関と連携しながら個別の教育支援計画を作成・活用できるようにする。	特別支援教育コーディネーターが市内の特別支援学校や相談支援機関等の関係機関について情報を共有することで、関係機関と連携しながら個別の支援計画を活用するようになる。	柏崎市内の関係機関の確認や連携方法について共通理解を図る。	市内の特別支援学校の先生方や高等学校の特別支援教育コーディネーターの先生を講師に研修会を行った。各校の特別支援教育コーディネーターが受講することでそれぞれの学校の特徴や進路について理解し、対象児童生徒の進路指導や教育相談に生かすことができた。	教員の異動に伴い、初めて特別支援学級担任や特別支援教育コーディネーターを務める教員もいるので、継続した取組が必要である。	4	柏崎市内の関係機関の確認や連携方法について共通理解を図る。	学校教育課

施策体系	概要	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 予定されている具体的取組	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 目指す成果	令和6（2024）年度における具体的取組	令和6（2024）年度取組実績等	令和6（2024）年度取組上の課題・問題点	R6年度 評価	令和7（2025）年度における具体的取組	担当所管	
基本方針4：本人の意思を尊重した社会参加の促進										
基本施策：（1）雇用の促進・就労支援										
施策内容：①障がい者雇用の促進										
63	障がい者雇用の理解促進	ハローワークなど関係機関との連携を図り、障がい者を雇用している企業への見学会の実施や事業所の取組を促進する情報発信を行います。	障害者の実習先を増加するため、企業訪問や周知啓発を継続的に実施する。	・企業訪問数の増加 ・実習機会の増加	職場見学や実習機会の拡充を図り、一般就労への移行者を増加させるため、関係機関・部局と連携しながら、企業に対する障がい者雇用の意識啓発を継続して進めていく。	【実績】 令和6（2024）年8月～12月まで障がい者活躍推進セミナー開催に向けたプロジェクト活動を計5回実施した。また、商業観光課、ハローワーク、柏崎青年会議所及び（特非）aisaと連携・協働し、令和6（2024）年11月15日に「2024かしわざき障がい者活躍推進セミナー」を開催した。 【評価・効果】 障がい者雇用に取り組んでいる企業もそうでない企業にとっても、障がい者雇用の意義や必要性について理解する貴重な機会となったことに加え、企業と福祉事業所がお互いに対話を重ねることで、今後の実習機会の獲得や一般就労への移行につながる第一歩となった。	・セミナーの開催内容をブラッシュアップさせていくことも必要であるが、セミナー開催後の動きを活性化させて、参加企業と福祉事業所との関係性が遠切れないようにすることも併せて必要である。今後は、参加企業へのアフターフォロー体制の構築や福祉事業所の企業へのアウトリーチ促進が求められる。 ・福祉事業所が企業のニーズに向き合い、対応することが求められる。 ・障がい者活躍推進アドバイザー（主管：商業観光課）の積極的な活用が求められる。	4	職場見学や実習機会の拡充を図り、一般就労への移行者を増加させるため、関係機関・部局と連携しながら、企業に対する障がい者雇用の意識啓発を継続して進めていく。	福祉課
			障がい者を雇用している企業の見学会の実施など、事業所の取組を促進する情報発信を行う。	・障害がい者雇用の増加 ・雇用率達成企業割合の上昇	・障がい者の活躍推進のためのセミナーを実施する。 ・ホームページを活用して障がい者活躍に取り組んでいる企業紹介を継続して実施する。	【実績】 ハローワークや福祉事業所等と連携してセミナーを実施し、障がい者雇用についてトークセッションや制度案内、意見交換を行った。 「2024かしわざき障がい者活躍推進セミナー」（参加企業等23社、5福祉事業所、2就労支援事業所）を開催した。 ・ホームページを活用し障がい者雇用を行っている企業の事例紹介を行った。 【効果・評価】 セミナーでは、参加者との距離感を工夫することで参加者に親近感を持って積極的に参加してもらえた。また、障がい者雇用の現状や支援機関、助成制度について説明をし、理解を深めてもらった。 ・ホームページで実際の企業の採用事例を紹介し、企業と障がい当事者双方の意見を掲載することで雇用への理解促進につなげた。	・障がい者雇用の理解促進を図るため、ホームページを活用して障がい者活躍に取り組んでいる企業の事例を掲載しながら、内容を充実させて障がい者雇用の促進を図る必要がある。 ・企業や障がい当事者の実情に応じた支援を行うとともに、関係機関との連携を図る必要がある。	4	・障がい者雇用に関するセミナーを実施し、障がい者雇用促進に向けて意識啓発を図る。 ・ホームページを活用して、障がい者雇用に取り組む企業の事例紹介や福祉事業所の紹介を継続して実施する。 ・企業訪問や説明会等でアドバイザー事業について周知を行う。 ・アドバイザー派遣の受付窓口を市に変更し、企業からの相談内容に対し実情に即した支援を行う。	商業観光課
			隔年に申請書を受理する、建設工事の入札参加資格審査において、引き続き法定雇用率を満たす入札参加資格者に評点の加点を行う。	建設工事の市内本店業者で法定雇用率を満たす業者数を、令和元（2019）年度時点の実績より1者でも増加させる。	令和7（2025）・8（2026）年度分の建設工事入札参加資格審査（定時申請）において、引き続き法定雇用率を満たす入札参加資格者に評点の加算を行うとともに、障がい者雇用の促進、入札参加資格登録時の優位性について周知に努める。	【実績】 令和6(2024)年度中における令和5・6年度分の建設工事入札参加資格の新規の随時申請は7件。うち1件で評点の加算を実施した。期中の登録合計623件のうち146件(23.4%)に評点を加算した。令和6年度中に実施した、令和7・8年度分の同資格の定時申請受付では589件のうち135件（22.9%）に評点の加算を実施し、前期比微減となった。 【評価・効果】 障がい者雇用の促進、入札参加資格者の評点加点の優位性について、認知度の向上が図られた。	建設工事の市外の資格登録者と比較した場合、市内の登録資格者は、障がい者雇用の評点加算を受けている割合が低い状況であり、市内他事業の雇用状況と同様、建設工事関係でも障がい者の雇用が進んでいるとは言えない状況が見て取れる。	4	令和9（2027）・10（2028）年度分の建設工事入札参加資格審査（定時申請）において、引き続き法定雇用率を満たす入札参加資格者に評点の加算を行うとともに、障がい者雇用の促進、入札参加資格登録時の優位性について周知に努める。	契約検査課
64	助成制度の周知と利用促進	障害者トライアル雇用助成金などの制度について、利用の促進及び周知を図ります。	トライアル雇用奨励金制度に市も一部上乗せて助成を行うことで、制度の普及を図る（現在の要綱上は令和8（2026）年度までの実施）。	・実習受入先企業の増加 ・障害がい者理解による障害がい者雇用の促進 ・障害がい者雇用の求人増加	・ハローワーク柏崎の協力を得ながら、助成金の周知活動を行う。 ・国の「障害者トライアル雇用」助成制度についての周知活動を行う。	引き続き、助成金についての周知を行うとともに、国の障害者トライアルコースについても周知を行う。	4	・ハローワーク柏崎の協力を得ながら、助成金の周知活動を行う。 ・国の「障害者トライアル雇用」助成制度についての周知活動を行う。	商業観光課	
65	障がい者の職員採用	障がい者が活躍できる場を確保し、引き続き、障がい者雇用枠を設けた採用試験を行います。	障がい者である職員の退職状況を見極めながら職員採用試験を実施する。	法定雇用率を確保する。	正職員の障がい者枠による採用試験を引き続き実施する。 また、職場実習生の正式雇用後の配属先選定に関する仕組みを検討し、職場実習生の受入れや非常勤職員としての雇用を併せて進める。	【実績】 ・正職員の採用：障がい者枠による試験を実施。5名受験、採用なし ・非常勤職員（事務補助）の採用：障がい者枠による試験を実施。4名受験、2名合格 ・職場実習生の受入れ：1名受入 ・職場実習生の正式雇用後の配属について、全庁的な配属方針を決定した。 ・職場定着を図るため、ジョブコーチ業務を外部委託した 【評価・効果】 非常勤職員（事務補助）の採用では、障がい者枠を新設したことにより、新規採用をすることができた。また、ジョブコーチによる定期的な支援により、職場定着が図られた。	職場実習後に雇用する非常勤職員については、様々な業務を経験させるため業務適性を見極めることとしているが、新たな業務切り出しやスケジュール調整に課題を感じている。	3	正職員及び非常勤職員の障がい者枠による採用試験を引き続き実施する。 また、職場実習生の受入れやその後の正式雇用について、配属方針に基づき進めていく。	人事課
66	職場体験などの機会の拡充	市役所や関係機関などにおける職場体験の実習の場を拡充し、社会参加、自立と就労に向けての必要な力を身に着ける機会を支援していきます。	職場体験や実習機会を従事するため民間事業者へ障がい者に関する周知や実習等の働きかけを行う	作業体験や実習機会の拡大により、能力が向上し一般就労への意欲が高まり一般就労、社会参加、自立につながる	社会参加、自立と就労に向けた必要な力を身に付ける機会として、市役所における職場体験実習の受け入れを行う。	【実績】 新潟県立柏崎特別支援学校の高等部生徒の職場体験実習について市役所庁舎内において封入作業や仕分け作業を行った。また、学校の授業の一環として、市役所業務に取り組む機会を提供した。 【評価・効果】 特別支援学校生徒の社会参加、自立や就労に向けた活動を支援することができた。	当日の動線について事前打ち合わせを行い、実習生の状況や体調等に配慮しながら、職場体験を通じて就業イメージを掴んでいたように取り組む必要がある。	4	社会参加、自立と就労に向けた必要な力を身に付ける機会として、市役所における職場体験実習の受け入れ及び学校において可能な業務を切り出し、簡易作業体験実施に協力する。	福祉課
					面接会としてではなく、ハローワーク柏崎の窓口で通常業務の中で対応する方向性のため、令和5（2023）年度以降は計画から除く。			商業観光課		
施策内容：②就労に対する支援体制の充実										
67	就労移行支援・就労継続支援事業の充実	就労に必要な知識や能力の向上に必要な訓練や一般就労への意欲の高揚を図りながら、一人ひとりの特性に応じた必要な支援を行います。	利用者の能力に合わせた適正なサービスの提供の継続	就労支援事業所からの一般就労の割合の増加	障害のある人が住み慣れた地域で日常生活を送るための日中活動の場を確保できるよう、障害福祉サービス事業所や関係機関との情報共有を行いながら、適切なサービス提供体制の構築を進める。	【実績】 平均利用者数（3月～2月） 就労移行支援 14人（前年度15人） 就労継続支援（A型） 19人（ 〃 15人） 就労継続支援（B型） 224人（ 〃 220人） 就労定着支援 14人（ 〃 11人） 【評価・効果】 新規開所事業所はなかったものの、令和5（2023）年度に開所した事業所が本格稼働してきたことで、サービス提供体制が充実し、障害のある人の就労機会の選択の幅が広がっている。	就労継続支援A型・B型、就労定着支援は利用者の増加が見られるが、就労移行支援は横ばい状態であるため、就労継続支援事業所から企業への送り出しに向けた準備を充実させることが求められる。	3	障がいのある人が住み慣れた地域で日常生活を送るための日中活動の場を確保できるよう、障害福祉サービス事業所や関係機関との情報共有を行いながら、適切なサービス提供体制の構築を進める。	福祉課
68	職業訓練などの充実	ハローワークやテクノスクールと協力した職業訓練の推進を行うとともに、企業に対して障がい者活躍推進アドバイザーの利用を促します。	・関係機関に対して職業訓練の周知を行う。 ・企業に対して障がい者活躍推進アドバイザー事業の利用を促す。	・職業訓練の利用の増加 ・障がい者活躍推進アドバイザー事業の利用の増加	・アドバイザー事業の周知活動及び定期的な情報交換会の実施。 ・ハローワークと連携しながら、広報かしわざきに職業訓練性の募集記事を掲載する。	【実績】 障がい者活躍推進アドバイザーについて、広報、ホームページ及びリーフレットによる周知を図り、計2件の利用があった。 ・アドバイザーへ戸別訪問し、情報交換を行った。 【効果・評価】 障がい者雇用を検討している企業にアドバイザーを派遣し、実際の業務内容を見直しや業務の切り出しを行うとともに、福祉事業所を紹介し雇用につなげることができた。	・障がい者雇用の促進のため企業訪問や説明会等でアドバイザー制度の周知を行い、障がい者雇用について支援が必要な企業等への支援が必要である。 ・テクノスクールと連携して、市内や近郊開催の障がい者の職業訓練生の募集記事を周知し、職業訓練利用の増加を図る必要がある。	3	・アドバイザー事業の周知活動及び定期的な情報交換会の実施。 ・ハローワークやテクノスクール、ワークサポートと連携しながら、広報かしわざきやホームページ、チラシ等で職業訓練の募集記事を掲載し、周知する。	商業観光課

施策体系				概要	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 予定されている具体的取組	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 目指す成果	令和6（2024）年度における具体的取組	令和6（2024）年度取組実績等	令和6（2024）年度取組上の課題・問題点	R6年度 評価	令和7（2025）年度における具体的取組	担当所管
	69	障害者優先調達推進法の積極的な取組		「柏崎市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を毎年度策定し、同方針に基づき、障がい者就労施設などからの物品や役務の調達を推進します。	・制度周知を継続して実施する。 ・障害者就労施設等へ発注可能な物品や、提供可能な役務の情報を収集しマッチングを行う。	現在の調達実績を維持しながら、新たな障害者就労施設等への受注確保を目指す。	令和6年度版のPRパンフレットを更新し、市内各課に情報発信する。 また、来年度予算要求の前に、市内向けに優先調達推進に関する説明会を行う機会を設定できるよう準備を進める。	【実績】 ・柏崎刈羽地域の障害者就労施設等で取り扱っている物品・役務の情報を取りまとめた市内向けPRパンフレットを更新し、市内各課に情報発信した。 ・令和6（2024）年9月12日に市職員（係長・課長代理級）及び柏崎刈羽地域の就労系福祉事業所を対象に、優先調達推進に関する説明会を開催した。 ・令和6（2024）年12月23日に「チャレンジクリスマスマーケット2024」を開催し、柏崎刈羽地域の就労系福祉事業所（7事業所）がクリスマス商品や自事業所の授産品等を販売した。 【評価・効果】 ・PRパンフレットの更新・発行を通じて、市内各課の優先調達推進の意につなげることができた。 ・市職員に対する優先調達の理解促進、職員と施設等が直接交渉する機会の創出、優先調達可能な業務の現状と今後の可能性把握を図ることができた。また、障がい者雇用の必要性を共有できた。 ・チャレンジの活躍の場の拡大・モチベーションの向上、工賃向上（経済面の自立）につなげることができた。新聞3社に記事が掲載され、広く取組が周知された。	・PRパンフレットについては、就労部会を通じてレイアウト等について話し合い、より効果的に伝える工夫を図る必要がある。 ・本市における優先調達の品目がトイレットペーパーや清掃、除草、施設管理が中心となっているため、業務の切り出しを進めていく中で、その他の仕事の可能性を見出して、障がい者の活躍の場を拡大していくことが必要である。また、優先調達の推進が最終的には障がい者雇用の促進へつなげていく必要がある。 ・市内での福祉事業所合同販売会の開催頻度を増やすことにとどまらず、既存イベントへの参加に向けた関係各課との連携や販売商品の付加価値の向上等を視野に入れて、今後も優先調達推進に向けて、福祉事業所と意見交換を行う場を設定していくことが求められる。	4	・PRパンフレットを更新・発行し、引き続き市内各課に優先調達を検討してもらうためのツールとする。 ・来年度予算要求前に、市職員を対象とした優先調達推進に係る説明会を開催し、来年度予算における優先調達関連科目の増額を目指す。また、開催内容は就労部会等で協議を行う。 ・市内での福祉事業所合同販売会を企画・開催するだけでなく、「収穫祭（主管：農林水産課）」のような既存イベントとコラボし、福祉事業所が地域イベントに積極的に参加していけるよう機会を設定する。	福祉課
							引き続き契約検査課で行っている単価契約の情報を共有し、必要に応じて障害者就労施設の取扱品目等であることを周知する。	【実績】 各課に対し契約検査課で行っている単価契約の情報や障害者就労施設での取扱品目等を周知した。 【評価・効果】 市内での情報共有が図られた。	障害者就労施設での取扱品目等が一般品目と比較して購入費が高い傾向にあり、対象品目を購入するための予算確保が難しい状況である。	4	引き続き契約検査課で行っている単価契約の情報を共有し、必要に応じて障害者就労施設の取扱品目等であることを周知する。	契約検査課
	70	就労後の定着支援		就労定着支援事業所による相談、指導、助言及び支援のほか、障がい者就業・生活支援センターと連携し、当事者同士の情報共有や交流の場を確保に努めます。	・「定着のつどい」などの定着支援への活動について、事業所等に情報提供を行う。 ・柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会の場などを活用し、支援者向けの勉強会を開催する。	・就職した当事者に対する情報共有、交流の場を確保する。 ・支援者のスキルアップを目指す。	柏崎刈羽地域自立支援協議会就労部会の中で、就労支援に関する情報共有・意見交換等を行い、現状や課題を整理することで、一般就労への移行につなげるための方策を検討する。	【実績】 （3月～2月） ・平均支給決定者数 就労定着支援 15人（前年度14人） ・平均利用者数 就労定着支援 14人（ 〃 11人） ・就労部会を年5回実施した。 就労部会を通じて障害者就労を取り巻く現状・課題の共有を行ったり、障害者雇用の意識啓発を図るためのセミナーを開催したりしたが、当事者同士の情報共有や交流の場確保までは至っていない。	就労後の定着支援を充実させることができるよう、就労支援事業所やその他関係機関と連携し、効果的な取組の実施について検討する必要がある。	3	柏崎刈羽地域自立支援協議会就労部会の中で、就労支援に関する情報共有・意見交換等を行い、現状や課題を整理することで、一般就労への移行につなげるための方策を検討する。	福祉課
施策内容：③就労に関する相談支援体制の充実												
	71	関係機関と連携した相談支援の充実		障がいのある人の適性及び能力に応じた就労支援ができるよう、本人・関係機関でのケア会議の実施や情報共有、連携に努めます。	就労移行支援支給決定者のケア会議（12か月後、18か月後、更新が必要な場合は21か月後）に出席し、当事者・保護者・支援者との情報共有、必要に応じて情報提供を行う。	サービス利用者の適性・能力に応じた就労支援を行い、障害福祉サービスの利用から、少しでも就職につなげることを目指す。	柏崎刈羽地域自立支援協議会就労部会の中で、就労支援に関する情報共有・意見交換等を行い、現状や課題を整理することで、一般就労への移行につなげるための方策を検討する。	【実績】 （3月～2月） ・平均支給決定者数 就労移行支援 16人（前年度16人） ・平均利用者数 就労移行支援 14人（ 〃 15人） ・就労部会を年5回実施した。 【評価・効果】 本人・関係機関でのケア会議を実施しており、相談支援の充実に向けた動きを模索している中、一般就労につなげるための関係機関との連携が上手く図れていない。	障害のある人の適性及び能力に応じた就労支援を行うことができるよう、関係機関と連携を図りながら相談支援の充実を図る必要がある。	3	柏崎刈羽地域自立支援協議会就労部会の中で、就労支援に関する情報共有・意見交換等を行い、現状や課題を整理することで、一般就労への移行につなげるための方策を検討する。	福祉課
	72	柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会による相談支援の充実		障がいのある人とその保護者及び支援者を対象としたジョブガイダンスの開催などにより、一般就労への意識の向上に努めます。	・特別支援学校の生徒、就労支援事業所の利用者を対象とした研修会を開催する。 ・柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会の「働くことを応援するパンフレット」の更新	当事者や保護者の就労への意識・意欲の向上を目指す。	柏崎刈羽地域自立支援協議会就労部会の中で、就労支援事業所だけでなく、特別支援学校やその保護者も対象とした、一般就労への意欲向上につながる取組の企画を検討する。	【実績】 8月～12月まで障がい者活躍推進セミナー開催に向けたプロジェクト活動を計5回実施した。また、商業観光課、ハローワーク、柏崎青年会議所及び（特非）alsaと連携・協働し、11月15日に「2024かしわざき障がい者活躍推進セミナー」を開催した。 【評価・効果】 障がい者雇用に取り組んでいる企業もそうでない企業にとっても、障がい者雇用の意義や必要性について理解する貴重な機会となったことに加え、企業と福祉事業所がお互いに対話を重ねること、今後の実習機会の獲得や一般就労への移行につながる第一歩となった。	当該セミナーについて、特別支援学校及び保護者会等への関係団体へ周知を図ったが、当日の参加は見られなかったため、今後に向けては、当事者や保護者の就労への意識・意欲の向上を図るような取組を企画することが求められる。	4	柏崎刈羽地域自立支援協議会就労部会の中で、就労支援事業所だけでなく、特別支援学校やその保護者も対象とした、一般就労への意欲向上につながる取組の企画を検討する。	福祉課
基本施策：（2）社会参加の促進												
施策内容：①スポーツ・文化芸術活動等の振興												
	73	障がい者スポーツなどの振興		障がい者スポーツ教室の開催や福祉団体が実施する各種スポーツ行事の支援、バラスポーツ観戦・体験・講習イベントなどを通じて、障がい者が積極的に参加しやすい共生社会の実現を目指す。	・令和元（2019）年度から、障害者と健常者が共に参加できるスポーツイベントとして、「バラスポーツ観戦・体験・講習イベント」をスタートし、令和2（2020）年度はコロナ禍の中にあっても、継続して開催することができた。今後も継続して実施していく予定である。 ・効果的な情報発信や、参加しやすい環境づくりに向けた検討を続ける。	・バラスポーツ観戦・体験・講習イベントをきっかけとして、市のスポーツイベント等への障害者の皆さんの参加促進が図られるよう、福祉部局と連携し取組を進める。 ・行事等参加者の5%程度を障害者が占める状態を目指す。	福祉部局等と連携し、バラスポーツへの理解と参加を促進する取組を継続する。	12月1日（日）、福祉課、スポーツ振興課の協働により「ニュースポーツ・バラスポーツ体験フェア」を開催した。251人の参加者が、ゆるキャラとのポチャ対決やモルック、スカットボールなどのニュースポーツの体験ブース、小さいお子様向けの輪投げやお給かき広場で楽しんだ。また、「スマイル」、「まんま〜る」によるダンスステージを実施し、会場を盛り上げて楽しんだ。	参加者の中には福祉施設からの参加などが見られ、障がいの有無にかかわらず、スポーツを楽しむことが出来た。引き続き、多くの方から参加していただけるよう継続して行う必要がある。	3	福祉部局等と連携し、バラスポーツへの理解と参加を促進する取組を継続する。	スポーツ振興課
					・市・教育委員会関係課、関係団体、社会福祉協議会等と連携して各種スポーツ行事を開催する。 ・福祉団体が実施する各種スポーツ行事を支援する。	スポーツ大会などへの参加促進を図り、健康増進や自立と社会参加が図られる。	柏崎市身体障害者福祉協会の「身体障害者スポーツ交流会」への参加を支援する。また、教育委員会との協働によりスポーツ交流やレクリエーション事業を開催する。	【実績】 柏崎市身体障害者福祉協会会員がスポーツ交流会に参加するための交通手段や当日参加における支援を行った。また、教育委員会、刈羽村との協働により、「ニュースポ・バラスポ体験フェア」を開催した。 【評価・成果】 障がいのある人のスポーツやレクリエーション活動による社会参加促進を図ることができた。	障がいのある人の健康増進及び社会参加促進のため、継続して活動支援に取り組む必要がある、	4	柏崎市身体障害者福祉協会の「身体障害者スポーツ交流会」への参加を支援する。また、教育委員会との協働によりスポーツ交流やレクリエーション事業を開催する。	福祉課

施策体系				概要	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 予定されている具体的取組	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 目指す成果	令和6（2024）年度における具体的取組	令和6（2024）年度取組実績等	令和6（2024）年度取組上の課題・問題点	R6年度 評価	令和7（2025）年度における具体的取組	担当所管
74	文化芸術活動などの開 催及び参加促進		障がいのある人にも配慮した会場整備や運営を 行うとともに、障がい者が生涯にわたり、さま ざまな機会を楽しむことができるよう、多様な 学習活動を行う機会を提供、充実するよう努め ます。	【市展】エレベーターで会場まで行けることか ら、展示会場をソフィアセンターとする。	障がい者等にも配慮した会場整備や運営を行 い、芸術文化を誰もが気軽に楽しめるように なる。	【市展】 エレベーターの設置及びバリアフリーとなっている ことから、引き続き市立図書館を会場とする。また 多様な展示方法在其他市の例を参考にして模索する。 【野外おんがく堂】 バリアフリー環境となっていることから、引き続き 文化会館アルフォーレを会場とする。またイベント の周知先に障がい者施設等を含める。また障がい者 でも参加できる特殊な器具の開発動向を継続して注 視する。	【市展】 令和6（2024）年10月10日（木）から14日（月・祝）まで市 立図書館を会場に開催し、延べ2、188人の入場者であった。 会場には常時障がい者からの申し出に対応できるよう人員を配置 した。また会場に足を運べない市民の為に、WEB上に10月16 日（水）から入賞作品を掲載している。 【野外おんがく堂】 令和6（2024）年6月9日（日）に、文化会館アルフォーレを会 場に開催し、延べ2、456人の入場があった。会場はバリアフ リーで、障がい者からの申し出に対応できるよう人員を配置し た。また出演団体（個人）に障がい者枠を設け、2組が音楽活動 の発表を行った。	【市展】 市展における出品作品は、全て視覚に依存していることか ら、視覚に頼らない多様な展示を引き続き模索する必要が ある。 【野外おんがく堂】 イベントの周知先に障がい者施設等を加えることで、より 多くの障害者に参加を促す必要があった。	4	【市展】 エレベーターの設置及びバリアフリーとなっていることか ら、引き続き市立図書館を会場とする。展示作業を障がい 者施設と共同で行うことで、雇用の促進を促す。 【柏崎の花～Spring Collection2026～】 バリアフリー環境となっていることから、市立図書館を会 場とし、障がい者施設で制作された作品の展示や障害者に よるライブイベントを実施し、市民の理解を深める。。	文化・生涯学習課	
				【綾子舞現地公開】車椅子等、長距離の歩行が 困難な方のための駐車場を確保し、また、観覧 席を確保する。 【綾子舞アルフォーレ公演】ホール内の専用観 覧スペース及びエレベーターへの誘導スタッフ を配置する。		障害者等にも配慮した会場整備や運営を行い、 芸術文化を誰もが気軽に楽しめるようになる。	（綾子舞現地公開） 車椅子等、長距離の歩行が困難な方のための駐車場10台分及び 車椅子用観覧スペースを確保した。 【評価・効果】 段差のない舗装された駐車場に身体障がい者用駐車場を確保する ことができた。 （綾子舞アルフォーレ公演） 開催予定なし 開催される場合は、ホール内の専用観覧スペース及びエ レベーターへの誘導スタッフを配置する。	多様な障がいに対応できる支援方法を引き続き考慮する必 要がある。	4	（綾子舞現地公開） 車椅子等、長距離の歩行が困難な方のための駐車場を確保 し、併せて観覧用スペースを確保する。 （綾子舞アルフォーレ公演） 開催予定なし 開催される場合は、ホール内の専用観覧スペース及びエ レベーターへの誘導スタッフを配置する。	博物館	
施策内容：②情報アクセシビリティ・コミュニケーション支援												
75	市ホームページのアクセシ ビリティの推進		誰もが安定的に情報を入手でき、わかりやす く、利用しやすいホームページとするため、J IS規格に対応することを目指とし、アクセシ ビリティやユニバーサルデザインの確保と向上 に努めます。また、それらに対する理解促進に 取り組むため、定期的に職員研修を行います。	・アクセシビリティの確認による適正なホーム ページの運営 ・必要に応じたアクセシビリティガイドライン の改訂	誰もが、安定的に情報を入手できる環境を整備 することで、障害をお持ちの方の安全・安心な 暮らしを確保する。	・職員研修でアクセシビリティの必要性について周知 ・アクセシビリティの確認による適正なホームペ ージの運営	【実績】 ・新採用職員に対してアクセシビリティチェックの重要性と改善 方法を伝える研修を行った。 ・ホームページを運営する上で、最新のガイドラインに基づいた アクセシビリティチェックを行った。また、文章表現やデザイン など、誰もが分かりやすく、使いやすいページ作成に取り組ん だ。 【評価・効果】 職員研修を通じて、アクセシビリティやユニバーサルデザインの 確保と向上に努めた。	特になし	5	・職員研修でアクセシビリティの必要性について周知 ・アクセシビリティの確認による適正なホームページの運 営	元気発信課	
76	日常生活用具における 情報・通信支援用具な どの充実		聴覚障がい者や視覚障がい者のコミュニケー ション手段が確保されるよう情報・通信支援な どの用具を充実させ、助成を行います。	日常生活用具の給付を行うとともに、情報・通 信支援などの用具の拡充について検討し、給付 可能な用具の充実を図る。	聴覚障害者及び視覚障害者のQOLの向上を図 る。	日常生活用具における情報・通信支援用具などの充 実に向けて情報収集を行い、給付内容と給付額の見 直しを行う。	【実績】 11月から給付品目（ポータブル電源）を追加した。また、令和 7年度からの品目追加及び一部用具の給付基準額の見直しを行っ た。 【評価・効果】 要望のある品目の追加や基準額を見直しすることにより、障害者 のQOLの向上に寄与することができる。	給付が必要な方への適切な周知と、既存の給付品目の給付 額の改定や、支給がない品目の追加などの見直しが必要で ある。	4	日常生活用具の充実に向けて情報収集を行い、給付内容と 給付額の見直しを行うとともに、支給品目の整理を行 う。	福祉課	
基本施策：（3）障害者差別解消法及び権利擁護の推進												
施策内容：①成年後見制度の利用促進												
77	成年後見制度の利用促進		成年後見制度の利用手続に係る相談や支援、研 修会及び相談会の開催により制度の啓発、広報 を行うとともに、利用の促進を図ります。	柏崎市社会福祉協議会へ委託し、成年後見制度 の利用手続に係る相談や支援、関係機関との 連絡調整及び研修会、相談会の開催により制度 の啓発、広報を行う。	関係者のスキルアップと同時に成年後見制度の 利用についての相談支援や啓発、広報活動を継 続して行うことにより利用者が増え、権利擁護 の推進が図られる。	受任調整における地域内のネットワーク状況の課題 を整理し、権利擁護センターの役割を明確にする。	【実績】 権利擁護センターにおいて、成年後見制度等について、63件の 相談を受けた。制度の普及啓発のため、支援者向け研修会を開催 （76人参加）した。支援者向けガイドラインを作成し、民生委 員等の支援者が出席する会にて説明（89人参加）をした。 【評価・効果】 相談があった内容について、適切に対応するとともに、地域包括 支援センターへ制度利用に関する聞き取りを行い、権利擁護セン ターの役割を示すことができた。	必要な人が適切なタイミングで制度利用につながるよう、 市民向けの周知等に継続して取り組むとともに、地域内の 各分野の関係者との支援体制を構築する必要がある。	4	市民向けの講座や権利擁護支援者養成講座による成年後見 制度の理解促進を図る。 関係機関と、権利擁護に関する様々な課題を共有する機会 を設け、適切な権利擁護支援を進める。	福祉課	
78	成年後見制度法人後見 支援事業の推進		市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援 し、業務を適正に行うことができる法人を確保 します。	市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援 する。	後見等の業務を適正に行うことができる法人を 確保することができる。 市民後見人の確保、人材育成が図られる。	権利擁護支援員養成講座（基礎編）を開催し、成年 後見を含めた権利擁護に関する理解促進を図る。 フォローアップ研修を実施し、本人の意思を尊重し た意思決定を促す。	【実績】 地域内の権利擁護を支援する人材を育成するために、市民向け成 年後見制度研修会を開催（44人参加）した。また、権利擁護支 援員の養成を目的として、権利擁護支援者養成講座基礎編Ⅰを開 催（15人参加）した。過去に市民後見人養成講座を受講した方 向けに市民後見人フォローアップ研修を開催（19人参加）し た。 【評価・効果】 成年後見制度研修会及びフォローアップ研修により、成年後見 の理解促進及び被後見人が主体的に生活できるよう後見人として支 援する必要があることを再確認することができた。	市民の成年後見制度等の理解促進及び新たに成年後見の担 い手となる人材の確保が必要である。	4	権利擁護支援員養成講座（基礎編）Ⅱを開催し、成年後見 を含めた権利擁護に関する理解促進を図る。 フォローアップ研修を実施し、本人の意思を尊重した意思 決定を促す。	福祉課	
79	日常生活自立支援事業 の利用促進		柏崎市社会福祉協議会へ委託している日常生活 自立支援事業により、自立した生活を送ること ができるよう努めます。	・柏崎市社会福祉協議会での福祉サービスの利 用援助等相談、日常生活の相談への支援を行 う。 ・より身近なところで相談を受けられる支援体 制の充実を図る。	福祉サービスの利用援助等の日常生活の支援を行 うことにより自立した生活を送ることができ る。	本人の判断能力等の状況に応じて、日常生活自立支 援事業から後見制度への移行を行い、適時適切な サービスが受けられる支援体制の充実を図る。	【実績】 柏崎市社会福祉協議会において、払戻し時の事前決裁の徹底や預 り品の確認実施など内部牽制体制を強化した。 【評価・効果】 適時適切なサービスを提供できる支援体制の充実を図ることが できた。	引き続き福祉サービスの利用援助等の日常生活支援が必要 な方へサービスを提供できるよう体制を維持する必要がある 。	4	本人の判断能力等の状況に応じて、日常生活自立支援事業 から後見制度への移行を行い、適時適切なサービスが受け られる支援体制の充実を図る。	福祉課	
施策内容：②障がい者虐待防止の取組の推進												
80	障がい福祉サービス事 業所と連携した虐待防 止の取組		障がい福祉サービス事業所及び相談支援事業所 などの関係機関と連携し、虐待の早期発見・防 止に取り組む。	障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等関 係機関と連携し、虐待の早期発見に取り組む。	障害のある人が虐待から守られ、尊厳を保持し ながら安定した生活を送ることができる。	障害福祉サービス事業所の虐待防止の取組状況を確 認するとともに、希望に応じた研修会を開催する。	【実績】 障がい福祉サービス事業所の3事業所に障がい者虐待防止研修を 実施し、事業所に対する啓発活動を行った。	虐待防止や早期発見のためには、継続した研修の機会が必要 である。	4	障がい福祉サービス事業所の虐待防止の取組状況を確認す るとともに、希望に応じた研修会を開催する。	福祉課	
81	障がい者虐待に対する 相談、支援の実施		障がい者虐待防止相談窓口において、通報や相 談に応じるとともに、虐待事案に対して、障が い福祉サービス事業所及び相談支援事業所と連 携を図りながら迅速な対応と適切な支援を行 います。	・障がい者虐待防止に関する事項を市ホーム ページなどで周知する ・障がい福祉サービス事業所及び相談支援事業 所と連携を図りながら迅速な対応と適切な支援 を行う	障がいのある人が住み慣れた地域で安心・安全 に生活を送ることができる	障がい者虐待防止相談窓口において、速やかに通報 や相談に応じるとともに、虐待事案に対して、障が い福祉サービス事業所及び相談支援事業所と連携を 図りながら迅速な対応と適切な支援を継続的に行 う。	【実績】 ・障がいのある人への虐待防止について、市ホームページへの掲 載や広報かしわさき11月号への掲載を通じて虐待防止への理 解・協力、相談先の周知を行った。 ・関係機関からの通報を受け、事実確認の上、虐待の有無、緊急 性の判断を行い、当事者及び賛護者等への支援を行った。	障がい者虐待を受けた人や発見した人が速やかに通報、相 談できるよう周知・啓発を継続して行う必要がある。	4	障がい者虐待防止相談窓口において、速やかに通報や相談 に応じるとともに、虐待事案に対して、障がい福祉サービ ス事業所及び相談支援事業所と連携を図りながら迅速な対 応と適切な支援を継続的に行う。	福祉課	

施策体系		概要		【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 予定されている具体的取組	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 目指す成果	令和6（2024）年度における具体的取組	令和6（2024）年度取組実績等	令和6（2024）年度取組上の課題・問題点	R6年度 評価	令和7（2025）年度における具体的取組	担当所管
施策内容：③障がい者を理由とする差別解消の推進											
82	障がい者差別に関する 相談体制の整備	障がい者を理由とする差別に対する相談窓口を周知し、障がい者差別に関する相談や紛争解決などに対応します。	障害者を理由とする差別に対する相談窓口を周知し、障害者差別に関する相談や紛争解決などに対応する。	障害者差別の解消や障害への理解につながる。	関係機関と連携し障害者差別に関する相談や問題解決に向けた対応を行う。	【実績】 障害相談支援事業所及び教育委員会と連携し、障がい者差別に関する相談実態集約に取り組んだ。また、障がい者からの相談対応を行った。 【評価・効果】 相談内容に関する機関や組織への情報提供と事実確認を行い、当事者の不安解消や新たな被害者発生の抑制につなげた。	特になし	4	関係機関と連携し障がい者差別に関する相談や問題解決に向けた対応を行う。	福祉課	
	83	障がい者差別解消に向けた取組	あらゆる年齢層に対して、心のバリアフリーの実現に向けた取組を行うとともに、全ての小中学校で人権教育などを通じて理解促進を図り、障がいのある人の人権尊重が当たり前のこととして受け入れられる地域社会づくりに努めます。	障害者差別の禁止や合理的配慮の提供などの障害者差別解消に向けた啓発活動を、広報や市のホームページに掲載し、チラシの配布を行う。	障害者差別解消に関する市民への理解を深め差別のない共生社会を実現する。	講演会や研修などの実施について検討する。また、広報やホームページを通じて障がい者差別解消について啓発を行う。	【実績】 広報5月号に合理的配慮に関するピックアップ記事を掲載し、併せてヘルプマークについて紹介した。12月のFMビックラ「市役所からこんにちは」で共生社会について情報発信を行った。 【評価・効果】 広報記事分かりやすい事例を取り上げ、文字を減らしイラストを用いて伝わりやすい表現に留意し、啓発を行うことができた。	毎年継続して情報発信を行うことで、障がいや障がい者の理解促進につなげることが必要である。また、興味を持って読んでもらえる内容を掲載する工夫が必要である。	4	広報やホームページを通じて障がい者差別解消について啓発を行う。講演会や研修などの実施について検討する。	福祉課
			・教職員の障害者差別解消法の内容理解につながる校内研修を実施し、障害者理解教育、差別解消に向けた人権教育につなげる。 ・全小・中学校で障害者を対象とした人権教育を実施する。 ・公開授業やたより等を通じて保護者や地域へ人権教育に関する啓発を行う。	・授業実践をとおして、人権に関する正しい理解や当事者意識、差別や偏見を解消する意欲と行動力を身に付ける。 ・児童生徒への人権教育をとおして、保護者や地域住民の正しい理解につなげる。 ・柏崎市・刈羽村同和教育研究協議会を中心に、人権教育、同和教育の推進、研修を一層深める。	・全ての小・中学校で社会科や公民、「生きる」シリーズを活用した障害者差別解消に向けた授業実践 ・全ての小・中学校で人権教育週間や授業実践に関わる学校だよりの発行 ・柏崎市・刈羽村同和教育研究協議会主催の研修会や授業公開の実施（年間2回以上）	・全小中学校30校が、人権教育、同和教育に関する職員研修を2回以上実施した。 ・年度初めの5月に、新採用教職員および市外転入教職員を対象に人権教育、同和教育の志望研修を行い、「障害者差別解消推進法」についての理解を深めた。 ・柏崎市・刈羽村同和教育研究協議会主催の人権教育、同和教育に関する現地学習会や授業研修会（県立柏崎常盤高等学校）を実施した。	小学校78%、中学校36%が人権教育、同和教育に関する授業や講演会に保護者や地域の人々を招いた。学校だよりで保護者や地域への情報発信や啓発に取り組む学校が増えているが、まだ不十分である。	4	・全ての小・中学校で社会科や公民、「生きる」シリーズを活用した障がい者差別解消に向けた授業実践 ・全ての小・中学校で人権教育週間や授業実践に関わる学校だよりの発行 ・柏崎市・刈羽村同和教育研究協議会主催の研修会や授業公開の実施（年間2回以上）	学校教育課	